

官報

號外

明治三十二年二月二十二日

水曜日

印刷局

第十三回 帝國議會 衆議院議事速記録第三十三號

明治三十二年二月二十一日(火曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第三十一號 明治三十二年二月二十一日

午後一時開議

第一 (第三號)明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案

第二 (特追第三號)明治三十二年度特別會計歳入歳出豫算追加案

第三 (追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

第四 (第九號)明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案

第五 香川縣下郡廢置法律案(政府提出)

第六 府縣制改正法律案(政府提出)

第七 郡制改正法律案(政府提出)

第八 宅地組換法案(貴族院提出)

第九 種牡馬檢査法中改正法律案(奈須川光實君外八名提出)

第十 水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營建ニ水産實習所ノ新設ニ關スル建議案(佐々木正藏君外七名提出)

第十一 糸崎港ヲ以テ貿易輸出港ト指定スヘキコトニ關スル建議案(井上角五郎君外五名提出)

第十二 治水ニ關スル建議案(佐々木正藏君外十八名提出)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

家祿賞典祿處分法施行法案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

監獄則中改正ノ建議案

提出者 山内吉郎兵衛君 早川 龍介君 中田 彌平君 田中 喜太郎君 赤土 亮君 林 彦一君 堀家 虎造君 大瀧 傳十郎君 高橋 九郎君 山内吉郎兵衛外八名ヨリ監獄則改正法律案ヲ撤回スル旨申出テラレタリ

(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會ノ續(委員長報告)

第三讀會ノ續(委員長報告)

第四讀會ノ續(委員長報告)

第五讀會ノ續(委員長報告)

第六讀會ノ續(委員長報告)

第七讀會ノ續(委員長報告)

第八讀會ノ續(委員長報告)

第九讀會ノ續(委員長報告)

特別委員長及理事左ノ通當選セラレタリ

小學校教育費國庫補助法案外一件

委員長 安部井 磐根君

信用組合設置ニ關スル建議案

委員長 寺田 彦太郎君

特別委員長左ノ通指名セリ

要塞地帶法案委員

佐々 友房君

持田 直君

吉岡 直一君

齋藤 安雄君

片岡 久一郎君

松本 正友君

佐伯 誠一郎君

望月 圭介君

高津 雅雄君

中央工業試驗所設立ニ關スル建議案委員

脇坂 行三君

村野常右衛門君

小林 乾一郎君

鐵道敷設工事ヲ豫定期限内ニ竣功スヘキ建議案外一件委員

理事 安藤 龜太郎君

理事 田邊 爲三郎君

土居平左衛門君

山内吉郎兵衛君

花井 卓藏君

浦野 錠平君

佐藤 伊助君

木村 誓太郎君

長坂 重孝君

新井 啓一郎君

工藤 行幹君

本間 直君

小栗 貞雄君

鈴木 文三郎君

出水 彌太郎君

降旗 元太郎君

島山 雄三君

菅 原 傳君

喜多川 孝經君

西村 眞太郎君

廣瀬 貞文君

石原半右衛門君

宮原 幸三郎君

中山 平八郎君

木村 格之輔君

橋本 久太郎君

有馬 要介君

江島 久米雄君

降旗 元太郎君

江藤 新作君

內藤 正義君

雨森 菊太郎君

大須賀庸之助君

秋山 元藏君

橋元 昂君

江角千代次郎君

首藤 陸三君

淺香 克孝君

廣瀬 貞文君

廣瀬 貞文君

廣瀬 貞文君

廣瀬 貞文君

財政ノ整理其緒ニ就キ條約改正實施ノ期亦近キニアリ豈管監獄費ノミ國庫支辨ニ移サ、ルノ理アラシヤ況ンヤ地方ノ財源ヲ奪フタルニ於テヤ然ルニ政府ハ未タ其法案ヲ提出セス蓋財政上今猶國庫ノ支辨ニ堪ヘスト認ムルカ將又案ヲ具シテ本期議會ニ協賛ヲ求メラル、ヤ否ヤ明カニ答辯アラシト望ム

右成規ニ據リ提出候也

提出者 堀家虎造
賛成者 堀尾茂助
外四十五名

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス
○堀家虎造君(百五十七番) 議長
○議長(片岡健吉君) 堀家虎造君

(堀家虎造君演壇ニ登ル)

○堀家虎造君(百五十七番) 諸君、私ハ監獄費國庫支辨ノ儀ニ附キマシテ、政府ヘ質問書ヲ提出シテゴザイマス、其提出致シマシタル理由ヲ聊カ述ベヤウト存ジマス、諸君、監獄費國庫支辨ノ問題ハ、實ニ久シク朝野ノ問題トナツテ居リマシテ、一時彼ノ地價修正問題ト同時ニ、隨分ヤカマシキ議論デゴザイマシタ、元來監獄其モノ、性質カラ論ジマシテモ、無論國庫支辨ニ屬スベキモノデアツテ、之ヲ府縣ノ經濟ニ致シタト云フコトハ、一時財政ノ都合カラ、府縣ノ經濟ニ移シタノデゴザイマス、即チ明治三十三年十一月太政官布告四十八號ヲ以テ、發セラレタトキノ布告ノ文書ヲ見マスルト、太政官布告四十八號デ「今般歲計ヲ節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ増加シ併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事、第一條本年四月布告第一條地方稅目中地租五分一以內トアルヲ地租三分一以內ト改定ス」第二條ニ監獄費監獄建築修繕費其他ノ經費ヲ地方ノ負擔ニスルト云フコトノ達ニナリマシテカラ、府縣ノ經濟ニ移サセタノデゴザイマス、併シ既ニ諸君モ御承知ノ如ク、條約改正モ眼前ニ迫ツテ居リマスデゴザイマスカラ、是非條約改正ノ準備トシテモ、監獄費ハ獄政改良上是非トモ國庫ノ支辨ニセネバナラヌ必要ニ迫リ、最早改正條約ノ準備トシテハ、後レテ居ルト云ハナケレバナラヌデゴザイマス、政府モ財政ノ都合デ、財政ノ整理ガ出來タナラバ、速ニ監獄費國庫支辨ニスルト云フコトハ、政府ハ既ニ明言セラレテ居ル所デゴザイマス、既ニ諸君モ御承知ノ如ク、前期ノ議會ニ於テ伊藤內閣ガ、彼ノ地租増稅案ヲ本院ニ提出セラレマシタトキニモ、財政ノ整理ヲスルト同時ニ、監獄費ヲ國庫支辨ニスルト云フコトハ、財政計畫ヲ立テラレ、本院ノ協賛ヲ求メラレタノデゴザイマス、併ナガラ本院ノ否決スル所トナツテ、遂ニ議會ハ解散トナリ、其問題モ通過致シマセヌデアリマシタガ、此度現政府カラ地租増稅案ヲ出サレテ、其トキニ即チ諸君ノ御手許ニ回ツテ居ル如ク、明治二十九年度ヨリ明治三十八年度ニ至ル十箇年間ノ歳入歳出總算書ガ、諸君ノ御手許ニ回ツテ居リマス通、此活版書ヲ見マシテモ、即チ明治三十三年度カラハ、監獄費ヲ國庫支辨ニスルト云フコトノ十年ノ財政計畫ガ、明示サレテアルノデゴザイマス、既ニ此概算書ヲ見マシテモ、三十三年度カラ、政府ハ監獄費國庫支辨ノ考案ヲ立テラレテ居リマスカラ、法律案ガモウ出ルコトデアラウト、本員共ハ待

チニ待チツ、ゴザイマシタ、然ルニ既ニ切迫致シテ、餘ス所僅ニ十有二三日シカアリマセヌ今日ニ至ツテ、未ダ監獄費國庫支辨法律案ガ、本院ニ提出ナリマセヌノハ、ドウ云フ理由デアラウ、又財政整理ノ都合ガ附カナイカラ、提出セヌノデゴザイマセウカ、既ニ諸般ノ増稅案ハ、本院ノ可決スル所トナリマシタカラ、速ニ是等監獄費國庫支辨ノ法案ヲ本院ニ提出セケレバナラヌコト、信ジテ居リマス、諸君、試ニ今各府縣ノ監獄ノ有様ヲ御覽ジマセ、必ズ各府縣ノ經濟ニ一任致シテゴザイマスカラ、其縣ノ經濟ノ都合ニ依ツテハ、種々不都合ナコトガアルノデ、甲ノ縣ト乙ノ縣、或ハ丙ノ縣ト比較致シマシタナラバ、區々マチノ囚人ニ附イテハ、衣食住共ニ一定シテ居ラヌデゴザイマス、即チ刑ノ執行ハ、區々マチノ有様ニナツテ居リマスカラ、是ハ速ニ國庫ノ經濟ニ移シテ、同一ナル刑ヲ執行ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、是ハ當然ノコト、信ジマス、況ヤ條約改正ノ實施モ近クゴザイマスカラ、是非トモ是等ノコトハ、速ニシナケレバナラヌコト、考ヘマスルデゴザイマス、政府ハ最早會期切迫ノ場合ニ當ツテ、本案ヲ出スノデアルカ、政府ガ提出スルノデアルカ、シナイノデアルカト云フコトヲ本員ハ尋ネヤウト思ヒマス、若シ政府ガ提出シナイナレバ、吾ハ進シテ監獄費國庫支辨ヲ法律案トシテモ提出致シタイト考ヘマス、先ヅ政府ノ方針ガ、ドコニアルカト云フコトヲ一應質問致シタイト存ジマス、ウレハ諸君モ御承知ノ如ク、今日ノヤウニ府縣ノ經濟ニ移シテゴザイマスルノヲ、三十三年度カラ、國庫ノ負擔ニ移スナレバ、今ケニ法律案ヲ立テ、三十三年度カラ、國庫ノ負擔ニ移スト云フコトハ、公ケニ示シマシタナレバ、本年十一月ニ於テ各府縣ニ於テハ、縣會ガ議案ヲ皆調製スルノデゴザイマス、其議案ヲ調製スル前ニ當ツテ、監獄費支辨ノ法律案ガ通過シテ居レバ、誠ニ都合ガ好イコトト思ヒマス、十四議會、次ノ議會ニ此法律案ヲ出シテモ遲イコトハナイデナイカト云フ、或ハ論者ガアルカ存ジマセウカ、ウレハ遲イノデ、既ニ議會ニ其法案ヲ出シマシタハ、地方ノ經濟ニ餘程影響ヲ持チマスカラ、是非トモ此切迫シタル議會ニモ拘リマセズ、此議會ニ監獄費國庫支辨ノ法案ヲ速ニ政府ハ提出シテ貰ヒタイノデアアル、政府ハ提出スルカシナイカ、シナイナラバ、吾ハ進シテ法律案トシテ提出スル考デアル、此點ニ附イテ政府ニ質問ヲ致スノデゴザイマス、宜シク政府ハ切迫致シテ居リマスル會期デゴザイマスルカラ、コ、兩三日ノ中ニ明ニ御答辯アリタイト考ヘマス、聊カ提出ノ理由ヲ陳ジマシテ御妨ヲ致シマシタ

○議長(片岡健吉君) 議事日程第一、明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案第三號——栗原亮一君

第一 (第三號)明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案

(栗原亮一君演壇ニ登ル)
○栗原亮一君(八十七番) 日程ノ第一カラ第三マデハ、併テ御報告致シマスル、是ハ餘程早クカラシテ豫算委員會ニ付セラレテアリマシタガ、何分重大ナル問題デアリマシテ、隨分事柄モ入込デ居リマスルカラ、主査會ニ於キマシテモ色々質問ヲ致シ、ウレガタメニ遂ニ一度期限內ニ結了ガ出來マセヌデアリマシテ、一度撤回ヲシテ更ニ提出ヲシテ、サウシテ漸ク此調査ヲ了リマシテ、丁度期限內ニ委員會ニ於キマシテ、決定ヲシタ譯ナンデアリマス、是ハ入込デコトデアリマスシ、且ツ重大ナル問題デアリマスカラシテ、少シバカリ

詳シク御報告ヲセヌケレバナラヌデアリマス、此三マデノ議案ハ、製鐵所ノ
コトニ皆關聯シタモノデアリマシテ、此製鐵所創立ニ附キマシテハ、御承知ノ
如ク第九議會ニ於キマシテ、戰後經營トシテ此事業ヲ議會ガ協賛ヲシ、成立以
來當時ニ於キマシテハ、又計畫ノ甚ダ不完全ナルコトガアリマシテ、段々ニ之
ヲ擴張改良ヲ致シ、今回ハ計畫ヲ完全ニ致シテ、當局者モ十分責任ヲ帶ビテ、
此事業ヲ完成ヲシナケレバナラヌト云フ所カラ致シテ、其擴張ニ關スル所ノ
議案ヲ出シタモノデアリマス、今回此計畫ヲ變更完全ニ致シマシテ、二十
五箇年ノ計畫ヲ以テ之ヲヤル、即チ此事業公債ガ、二十五箇年間償還ヲス
ル譯ニナツテ居リマス、此事業公債ト相俟ツテ、其年限ヲ二十五箇年間トシ
テ、此計畫ヲ立テ、居ル譯ニナツテ居リマス、此三十一年度ニ於キマシテハ
段々創業以來事業モ進行ヲシテ參リマシテ、三十一年度ニ於テハ、高爐一基ト
云フモノヲ竣功ヲセシメテ、二十四年度ニ於テハ、全ク全部ガ完成ヲスルコト
フノ契約ニナツテ居リマシテ、其創立費トシテ始メ協賛ヲ致シマシテ、所ノ既
定額ハ、千五百六十六萬九千八百四十九圓四十錢デアリマス、此度其計畫ヲ
變更ヲ致シ、之ヲ完成スルガためニ、追加トシテ要求シ來ツタ所ノ金額ガ、三
百六十三萬二千八百四十五圓デアリマシテ、此二口ヲ併セマシテ總額ガ四千
百二十萬二千六百九十四圓四十錢トナツテ居ルデアリマス、此總額ノ中デ三
百五十一萬七千九百八十八圓四十錢ト云フモノガ、三十一年度マデノ支出デア
リマシテ、殘所ノ千六百九十九萬八千八百九十六圓、是ガ三十年以後ノ支出高ニナ
テ居リマス、此度三百六十三萬三千三百圓ノヲ、追加トシテ要求致シマス
ルカラシテ、其結果三十四年度マデノ繼續費ノ年割額ト云フモノモ、前ヨ
リハ變リマシテ、即チ是ハ議案ニアル如クニ、隨ツテ此大ノ繼續費ノ年度割ト
云フモノモ變テ參リマシテ居リマス、此三百六十三萬圓餘ノ要求ハ、鐵山ノ買
入炭山ノ買入費デアリマシテ、三箇年ノ繼續費トナツテ居ルデアリマス、而
シテ其內ノ三十二年度分ガ、三十萬圓ノ要求トナツテ居リマス、此內デ製鐵原
料鐵山費ト云フモノガ二十九萬圓、尙ホ此內ニ或ハ鐵礦ヲ採リ又運搬ニ供ス
ル所ノ器械ヲ設備スル經費モ、此中ニ籠ツテ居ルデアリマス、一萬圓ト云フ
モノガ、事務費トナツテ居リマシテ、併テ今申ス通ノ三十萬圓ガ、三十二年度ノ
要求デアリマス、ツレバ段々此當局者ニ質問ヲ致シマシテ所デ、此鐵山ヲ買入
レルニ附キマシテハ、一箇年ノ鐵礦ノ消費高ト云フモノガ二十四萬圓餘カ
イルコトデアリマシテ、而シテ「コークス」ガ三十七萬圓餘カイル、其他又
石炭ト云フモノモ、七萬圓餘カイル消費スル譯ニナツテ居リマシテ、其三百四
十萬圓ヲ凡ソ折半ヲ致シテ、其半ヲ鐵山ノ買入、其半ヲ炭山ノ買入ニ用井ル
コトデアリマス、委員會ニ於キマシテ最モ議論ノアリマシタノハ、政府ガ
官談事業ヲナスタメニ、此鐵山ト炭山ヲ買入レナクテモ宜カラウト云フノ議
論ガ、餘程アツタデゴザイマシタ、段々是ハ當局者ニモ質問ヲ致シタ所ガ、
製鐵事業ニ於テ用ヒル所ノ鐵礦竝ニ石炭ト云フモノハ、是非其性質ト云フモ
ノガ、一定ヲシテ居ナケレバナラヌモノデアリマス、唯民間ニ在ル所ノモ
ノヲ、時ニ觸レテ、ドコカラデモ、如何ナル種類ノモノデモ、買出シテ來ルコト
フ譯ニハ行カナイ、是非此製造ニ於テハ「コークス」ヲ製造スル石炭ナリ、又其
製品ト爲所ノ鐵礦ニ於テモ、竝ニ俟ツテ此性質ガ一定シテ居ナケレバ、此事業
ヲ執行クコトガ出來ナイト云フコトカラシテ、是非豫メ其石炭ナリ鐵礦
ノ性質ヲ能ク調査ヲ致シテ、而シテ其性質ノ一定シタル所ノ供給ヲ必要ニ應
ジテ得ルコトガ出來ナケレバ、此事業ヲ責任ヲ取ツテ完成スルコトハ出來ナ

イト云フコトデアッタノデアリマス、ソコデ此鐵礦ノ色々、鐵山ニ依ツテハ違
ヒマス、ケレドモ、先ヅ平均シタ所デ、鐵礦一噸ノ價ト云フモノガ三十錢ト見積
ル、石炭ハ此五尺層ノモノトシテ、一坪ヲ三十錢ト見テノ是ガ要求デアリマス
ルデス、此炭山ノ買入レニ附キマシテハ、時ニ觸レテ市場ノ相場ニ依ツテ、買
テ行クヨリハ、適當ナル炭山ヲ見附ケテ、サウシテ之ヲ買入レテ置イテ、時
時ノ要求ニ應ジテ行ク方ガ、此計畫上ニ於テ、全體ノ積ヲ立テタ所デハ百二十
九萬圓餘カイル利益ガアルト云フコトデアリマス、此製鐵事業ト云フモノ
ハ、誠ニ必要デアツテ、官ニ於テ此精製スル所ノ事業ガ起ツタナラバ、鐵礦杯ハ、
段々此炭山ヨリ外ノ鐵礦モ、段々發見サレマス、此事業ニ著手ヲシテ、隨
分民間カラシテ起ルデアラウト云フモノヲ以テ、此事業ニ著手ヲシテ、先ヅ今日其
供給ノ確カニアル處ハ、今ノ所デハ釜石ダケデ、今此釜石ノ鐵礦ヲ原料ニ用
ヒルコト云フコトデアリマス、是ガ今日ノ場合デハ、民業ニナツテ居リマス、釜
石デ港渡シヨスルキニハ、一噸ガ四圓餘カイルデアリマス、之ヲ官業トシテ、官
デ事業ヲ營ンデ行ケバ、三圓位デ立テ行ク、サウスレバ一噸ニ附イテ、一圓程
下ガル譯デアリマス、釜石ヨリ供給スル所ノ鐵礦ハ、五六萬噸デア
テ、シテ見レバ一噸ニ附キテ一圓ノ差ガアレバ、其差ト云フモノハ、隨分非常
モノデアリマス、是ハ經濟ノ上カラ言フテモ、既ニ官業トシタ以上ハ、ツ
レダケノ山ヲ持ツテヤッタナラバ利益デアルト、斯ウ云フ辯明デアッタノデ、而
シテ又此當局者ガ、歐米各國ニ於ケル所ノ實況ヲ調査シタ所デハ、是非此製鐵
所ヲ持ツテ居ル場所ハ、皆炭山ト炭坑ト云フモノハ所有シテ、サウシテ此
事業ノ計畫ヲ立テ、經濟上ニ合ツテ往クヤウニスルカラシテ、官談デアツテモ
一種ノ營業デアリマス、是非此炭山ト鐵山トヲ以テ此業ヲ營マナケレ
バ、其計畫ヲ完全ニシテ行クコト云フコトハ、覺束ナイ譯デアリマス、是非當
局者ハ責任ヲ以テ、其コトヲ此度ハ完成スル譯デアリマス、協賛ヲシテ貫
ヒタイト云フ譯デアッタデアルマス、此炭山ト鐵山ノ買入ノコトハ、大體斯
ウ云フコトデアリマス、ツレカラ之ニ伴ヒマシテ、若松ノ築港ノ補助費ト云フ
モノガ、五十萬圓出テ居ルデアリマス、是モ色々議論ガアリマシタ、併シ製
鐵所ヲ彼處ニ置イテ、サウシテ原料材料等ヲ運搬スルニ於テハ、是非港ノ便
利ト云フモノヲ得ナケレバナラヌ、ツレバ三十二年度ヨリ三十六年度マデ、毎
年十萬圓ツ、國庫ニ支出ヲ仰イデ、補助ヲシテ貫ヒタイト云フノガ、此案デア
リマス、若松ノ築港ニ附キマシテハ、既ニ築港會社ガ起ツテ居リマシテ、是ハ百
六十萬ノ經費ヲ掛ケテヤルト云フコトニナツテ居ルサウデアリマス、サウシテ
此中デ、百六十萬圓中カラ五十萬圓ト云フモノヲ國庫ヨリ補助ヲシテ貫ヒ
タイト云フノデアリマス、此コトハ、製鐵所ト相俟ツテ、此築港ハ甚ダ必要デア
ツ、又此製鐵所ノ經濟カラ申シテモ、今一時ニ補助費ヲ與ヘテ置イタ方ガ、此
港ガ出來上ツタ上デ、入港料ト致シテ其度毎ニ拂ウテ行クコト云フヨリハ、全體
ノ經濟ニ於テ、利益デアルト云フコトデアリマス、此港ガ完成スルコト云フ
入港料ト致シテ一噸ニ附イテ、二十錢ヲ取ル計畫ニナツテ居ルサウデアリマ
ス、若シ此補助費ヲ與ヘズシテ、港ガ出來テ、サウシテ此港ノ規則ニ從ツテ、
一噸二十錢ツ、ト云フモノヲ拂ツテ往クコト云フコトニナレバ、隨分製鐵所ノ材
料原料等ノ運搬モ夥シイコトデアリマス、而シテ此五十萬圓ト云フモノヲ一時
ニ補助シテ置クナラバ、ツレバ永久入港料ヲ製鐵所ガ拂ハナクテモ濟ム譯ニ

ナル、然ラバ毎年八萬圓ヲ拂フト云フコトニスレバ、六年間ニ於テ四十八萬圓
ハカリ拂ハナケレバナラヌモ、デアリマスカラシメ、サスレバ五十萬圓ヲ支
給シテ置キマスレバ、永久入港料ト云フモノヲ拂ハズモ濟ム、サスレバ殆
六六年間ニ致シテ、其後ト云フモノハ、マルデ入港料ヲ拂ハズシテ往ケル云フ
コトニナリカラ、製鐵所ニ於テモ、是ガ經濟上ノ利益デアリマス、之ニ附キマシ
ハ、或ハ農商務ノ方ニモ、築港所費ト云フモノヲ五十萬圓ヲ請求致シ、又内務
ノ方ニモ別段ニ請求シテ居ルサウデアリマスガ、是ハハマダ出テ居ラヌコト
デアリマスカラ、今茲デ議スベキモノデアリマセヌガ、尙ホ是ハ當局者ニ確
メテノデアリマス、若シモ茲ニ五十萬圓ノ補助費ヲ與ヘデモ、尙ホ内務ノ方カ
ラ、更ニ幾許カノ補助ヲ仰ガヌケレバ、築港ノ事業ヲ完成シテ、製鐵所ノ便利
ヲ達スルコトニハナラヌ、此五十萬圓ヲ支出シテ效ガナイカラ、其邊ハ如何
アラウカト云フコトヲ委員會ニ於テ質問ヲ致シタノデアリマス、是ハ五十
萬圓ノ補助ヲ得レバ、港一般ノコトハ別デアルケレドモ、此製鐵所ノ便利ヲ達
スルダケノ計畫ト云フモノハ、十分ニ出來ル譯デアルカラシメ、他ニ補助費ヲ
仰ガナクモ、是ダケノ補助費ヲ得ルナラバ、製鐵所ノ計畫ニ於テ、決シテ缺
ルコトハナイノデアアル、是ダケヲ要求シテ更ニ又他日要求ヲシナケレバ、製鐵所
ト關係ヲ持ッテ居ル所ノ港ニ於テ、甚ダ不完全デアルト云フコトヲ以テ、更ニ
請求スル必要ハナイト云フコトヲ確メテ置イタノデアリマス、此築港ヲスル
ニ附キマシデモ、隨分補助費ヲ與ヘデモ、其仕事ヲシナイト云フヤウナコト
モアリマシタカラシメ、此邊ハ當局者ニ於テ、十分詮議ヲ致シマシテ、此計畫
波堤ノ總延長千五百五十五間ニマデニスルト云フコトハ、波ヲ防グ所ノ防
ノ棧橋ニ沿テ、製鐵所ノ荷揚場ノ南ノ端カラ千七百九十間ヲ距ル部分マデ、
水心二十尺ヲ維持スル所ト云フコトヲ命令ニナシテ居リマス、現在ノ所マデハ
五尺内外デ、大イナル船ヲ入レルニハ、甚ダ不便デアアル、因テ水心二十尺ニシ
テ、始終水ノ深サヲ維持シテ往クト云フヤウニ命令シテアリマス、若シ此工事
ヲ實施シナイ場合ニハ、補助金ト云フモノモ中止スル、尙ホ又其期限ヲ過ギテ
竣功ノ見込ノナイ時分ニハ、補助金モ廢シシマフ、尙ホ是マデヤツタモノ
モ之ヲ返還セシムル、斯ノ如キ命令ト云フモノヲ附シテ、此事業ノ完成ヲ期ス
ルヤウニ、堅ク當局者ガ責任ヲ持ッテヤルト云フコトデアリマス、ソレカラモ
ウ一ツハ、此運輸資金ノ要求デアリマスガ、是ハ四百五十萬圓ニ對シテ、三十
二年度一基ノ高爐ガ竣功シタナラバ、ソレヲ持ッテ開業致シテ、三十四年度ニ
至ッテハ、全部營業ニ從事スル所ノ準備ヲ必要トスルカラシメ、是ガタメニ事
業ヲ開始スレバ、運輸資金ガ四百五十萬圓イラカシテ、此運輸資本ト云フ
モノヲ茲ニ要求シタノデアリマス、此製鐵所ガ完成スレバ、一箇年ニハ九萬噸
ノ鐵ト云フモノヲ精製スルト云フコトガ、出來ルト云フ計畫ニナッテ居リマ
ス、製造費ヲ積算致シマスレバ、凡ソ六百三十七萬圓デアリマシテ、併ナガ
ラ此資本ハ、一年間ニ一回半ヲ廻轉スルカラ、四百五十萬圓アリサヘスレ
バ、運輸資本ガ足ルト云フ計畫デアリマス、其中三十二年度ニ於テ要求ス
ル所ノモノハ十萬圓デアリマス、此議案ニ要求シテアリマス所ハ、今申シマス
ル通鐵山炭山ノ買入、若松築港、ソレカラ運輸資金ノ要求デアリマス、隨分追
加豫算モ澤山出マシタデアリマスカラ、此財源ノコトハ餘程嚴シク詮議ヲシ
ナケレバナリマセヌカラ、此財源ノコトニ付キマシテハ、即チ之ハ事業デア
リマスカラシメ、事業公債ヨリシテ支辨スル譯ニナッテ居リマス、本年度ニ

於キマシテハ、繰越金モアリマスカラシメ、三十二年度ニ於テハ、更ニ豫算ノ
上ニ於テ經費ヲ増スト云フ必要ハナイト云フコトデアリマス、サスレバ此
豫算ニ於キマシテ、三十二年度ノ財政計畫ニ於テ更ニ增加スル所ハアリマ
セヌケレドモ、事業公債ノ既定額ガアリマス、此既定額ニ於キマシテ、是等
事業ヲ完成スルガタメニ丁度八百六十三萬二千八百四十五圓、是ガ事業公債
ノ既定額ヨリ更ニ増加スルモノデアリマシテ、本年度ノ豫算ハ此財政計畫ニ
ハ關係ガナイノデアリマス、事業ノ性質ニ於キマシテ、亦財政ノ上ニ於キマ
シテモ、斯ノ如キモノデアリマス、事業ノ性質ニ於キマシテ、遂ニ豫算總會ニ於キマシテハ、種
々審議討論ノ末ニ之ヲ可決スベキモノト決定ヲ致シタノデアリマス、ソレカラ
併テ第九號ノ方モ報告ヲシテ置キタノ思ヒマス、是ハ極テ簡單ナモノデア
リマスガ、此鐵道國有調查會ヲ設置スルニ附キマシテ、其經費ヲ要求シタ
ノデアリマス、是ハ三十二年度ノ分デアリマシテ、三十一年度ノ方ハ質問ヲ
致シマシタ所ガ、固ヨリ是ハ急ニ設ケル譯デアルケレドモ、併シ三十一
年度ハ是ヨリヤツタ所ガ、僅ニ一箇月餘リノモノデアアルカラシメ、或ハ薪炭トカ、
或ハ燈火トカ、筆墨トカ云フ僅ナモノデアアルカラシメ、是ハ經費ノ中カラ支辨
シテモ格別ノモノデアナイカラシメ、三十一年度ニ於テ別ニ要求スルダケノ必
要ガナイ、因ッテ三十二年度分ヲ要求シタノデアリマシテ、是ハ四月ヨリノ經
費ニ充ツルノデアリマスガ、此中ニ於テ既ニ此調查會ト云フモノ、必要ハ委
員會ニ於テモ認メラレマシテ、尤モ今此鐵道會議杯モアリマスカラシメ、更ニ
斯ウ云フ會ヲ設ケルハ如何デアアルカト云フ質問モ出タデアリマス、併シ今度
ノコトハ隨分此鐵道國有ニスルナラバ、餘程重大ナ事件デモアリ、餘程入組
ンダコトデアアルカラ、別ニ内閣ニ於テ調查會ヲ組織スルノ必要ヲ認メタノデ
アルカラシメ、茲ニ豫算ヲ請求シタ譯デアアル、此中ニ於キマシテ調查委員十五
人、一人五百圓宛トシマシテ、手當七千五百圓ト云フモノ、請求ガアツタ
デゴザイマス、三十二年度ノ豫算査定ニ於キマシテモ、成ルベク經費ヲ節減
スル精神ヲ以テ概シテ此色、ノ調查會ガアリマスガ、是マデハ手當ハ給シテ
アリマシタケレドモ、調查會ニハ概シテ手當ヲ給サナイト云フコトニ決定
シマシタカラ、彼ノ法典調查會ノ如キ各專門ノ諸氏ガ集マシテ爲ス所ノサウ云フ
モノハ、調査手當ガアリマスガ、併シ大抵調査手當ハ廢スルト云フコトニシマ
シタカラ、是ニ限ッテ調査手當ヲ給スルノモ穩當デナイト云フ所カラ、此七千
五百圓ト云フ手當ヲ削除スルコトニナッタデアリマス、シマスレバ其要求額
一万千八百八十二圓五十二錢ガ、其額ガ改マリマシテ、七千五百圓ヲ削除シマ
スカラ、委員會ハ可決スベキモノト決定ヲ致シマシタノデアリマス、斯ク修正ヲ致シ
マシテ、議案ヲ併セテ、決シテ御審議ノ上、成ルベクハ委員會ノ決定ノ通御贊成ア
ラシコトヲ希望致シマス

○島田三郎君(二百五十番) 政府委員ニ質問ヲ致シタイ、此製鐵ノコトニ附
イテハ、今度デ二百五十番ニ追加デ、併ナガラ事柄ガ擴マツテ來テ、其擴マツテ
來ル不足ノ要求ノヤウデアリマスガ、今度ノハ重ニ石炭山ト總テノ原料ヲ取
リマス山ト、運輸ノ便ノタメニ港ノ補助費ト云フノデゴザイマスガ、昨年六
百五十萬圓ヲ議會ニ要求セラレタトキハ、外カラ取ルト云フ原料石炭山ト附イ
テハ、別ニ考ガナ無カッタノカ、ソレトモ後ト出セバ、イヤ應ナシニ行掛
上議會ヲシテ承諾ヲ與ヘシメルト云フ腹中ニ御考ガアツテ、昨年ハ默ッテ御
出シニナッタノデアリマスガ、之ヲ伺ヒタイ、ソレカラ石炭山ト並ニ鐵ノ原

料ニ附イテ、議會デ可決シタナラバ、何所カラソレヲ買入レルト云フ御見込
ガアルノカ、此ニツラ承リタイ

(政府委員製鐵所長官和田維四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(和田維四郎君) 唯今島田君ノ御尋デゴザイマシタガ、初ノ四
百餘萬圓ノ計畫ヲ昨年改メマシテ、即チ昨年ノ五月ニ追加豫算ヲ要求シマシ
テ、計畫ヲ改メテ事業ヲ擴張シマスルト、サウスルト原料ハ第一ニ必要ダト云
フコトハ、其當時ノ計畫ニ於テ既ニ定マデ居タノデアリマス、然ルニ一方ニ
於キマシテハ、昨年ノ五月ハ短期ノ議會デゴザイマシタ故ニ、財政上ノ計畫
ヲ十分ニ立テ餘地モナイト云フコトカラ、當局者ノ要求ハ全部ノ計畫ヲ一
度ニ要求シマシタケレドモ、目下差違ッテ居ル工場ノ追加豫算ニ屬スル分ダ
ケヲ短期ノ議會ニ提出シマシテ、原料ノ方ノ新シイ事業ニ屬スル方ノモノ
ハ、通常ノ議會ヲ待ツト云フ次第デ、即チ本期ノ議會ニ出シタ次第デ
ゴザイマス、ソレ故ニ昨年ノ五月ニ配付シマシタ理由書ノ末項ニモ、原料購
買費ト、若松ノ築港費ハ目下政府デ調査中デアリカラ、他日或ハ御協賛ヲ經
ルヤウナコトガアラウト云フヤウナコトヲ御斷ヲ致シテ置イタ始末デアリマ
ス、ソレカラ單ニ經濟上ノ理由ノミナラズ、若松ノ築港補助ナリ、鑛山ノ調
査ナリ、モウ一層十分ニ調査シテ見タイト云フ希望モアリマシタ、故ニ本議
會ニ延バシタ次第デアリマスガ、全體ノ計畫ハ歐米ノ製鐵所ヲ調査シマシタ
結果、昨年來原料鑛山ノコトモ調査シマシタ次第デアリマス、詰リアノ希望ノ
製鐵所ヲヤレバ、原料ヲ土臺ニスルト云フコトガ、殆ド本ニ立タナケレバナ
ラヌト云フ次第デアッタノデゴザイマス、モウ一ツハ何所デ買入レルカト云フ御
尋デゴザイマスガ、石炭ノ方ハ九州鐵道ノ聯絡ノ區域内デ、製鐵所ニ近イ處ヲ
ト考ヘテ居リマスガ、「コークス」ニナル石炭デアリマスカラ、餘リ選擇ノ區域
ハ廣クハアリマセスガ、製鐵所カラ鐵山ニ三十五哩ダケノ所デ、既ニ調ベタモ
ノガアリマス、鐵山ニ於テハ既ニ調ベタモノガ、六七箇所アリマスガ、巖手
縣、福島縣、新潟縣、中國諸方ニモ幾ラモゴザイマスガ、モウ三四箇所ハ雪融ケ
後ニ調ベル見込ニナツテ居リマスカラ、其上デ場所ヲ選定シマスガ、奥羽地方
ニ於テ一時一箇所位ハ略ニ豫定ハシテアリマスガ、其場所ニ附イテハ、未ダ確定
シテ居リマセヌ

○栗原亮一君(八十五番) 今ノ報告ノ中ニ委員會ハ可決ヲシタト申シタノデ
ゴザイマスケレドモ、否決ヲシタト云フコトニ聞エタト云フ人モゴザイマス
カラ、更ニ訂正ヲシマス、豫算委員會ハ可決ヲシタノデアリマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ニハ反對ノ申込ガアリマス

○議長(片岡健吉君) アリマス 本案ハ甲號乙號豫算ノ全部ヲ議題ニ供シ
マス、島田三郎君

(島田三郎君演壇ニ登ル)

○島田三郎君(二百五十番) 本員ハ此議案全體ニ反對デゴザイマスガ、議場
ノ形勢ハ必ズ可決セラル、如キ有様ニナツテ居リマスノデ、恐ラク反對ノ言
論ハ無益デアアルカモ知レマセヌガ、如何ニ政府ガ議會ニ對シテ不思議デア
アルカト云フコトハ、一言申シテ置カケレバナラヌ、丁度唯今質問中ニ申シマ
シタ通、丁度是デ三回ノ要求デ、始出シテバナラヌ、極少クテ、其トキノ模樣
ヲ回想スルト、軍ノ器械ヲ造ルニ外國ノ鐵ヲ當テニ居ラレヌト云フ所
カラ、小サイ規模デ四百萬圓ツレカラ少シ經ツト今度ハ鐵道ノ「レイル」ヲ造
ルト云フコトデ、規模ヲ更ニ大ナルモノニシタ、是デ略ニ止マルカト思ッテ居
タ所ガ、全體始ハ四百萬圓ノ金デ斯ノ如キ試驗的 技術ノ進歩ト共ニ、

此製鐵事業ヲヤッタナラバ、他ノ經濟ト鈞合ッテ宜イト云フ精神デ、議會ハ
許可ヲ與ヘタト信シテ居ル、然ル所ガ今度ハ前ノ計畫ガ無駄ニナルカラ、更ニ
六百五十萬圓ヲ出ス、ドウモ是ハ餘儀ナリ、手附ヲ打ツタノダカラ無駄ニス
イト云フ、即チ崖ニ足ヲ踏掛ケテ登ラザルヲ得ヌ有様デ出シタノデアアル、此
トキハ現ニ昨年ノ五月ノ議會デ、租稅ヲ出スマイト云フノデ、増稅案ヲ拒
デ、解散ニナツタト云フコトデアアルカラ、費用ノ上ニ附イテ出スコトハ躊躇顧
慮シナケレバナラヌト云フコトデアアルガ、前ニ注込シタ資本ヲ無駄ニスマイト云フ
餘儀ナリ場合カラ、茲ニ至ツタ、然ルニ政府ノ口實ガ屢ニ變ジテ、更ニ今回ハ三
百六十萬圓出スコト云フコトニナツテ、前ノモノガ無駄ニナルト云フ形勢ヲ示
ス、且ツ差當リ出スコトハ五十萬圓デアアルカラ、是ナラ宜イト云フヤウナ誠ニ示
スモノハ少クシテ、後トハ澤山ニ金ヲ要求スルト云フ形勢ニナツテ居ル、是ハ
餘程慎重ニ考ヘヌト、議會ガ國民ノ心ニ背ク如キ舉動ヲイヤノ「シナケレバ
ナラヌト云フコトデ、誠ニ嘆息ニ堪ヘヌ次第デアアル、唯今恆松君カラ討論終結
ヲシテ、早く纏メタイト云フノデアアルガ、百五十萬圓若クハ三百萬圓ノ租稅ヲ
出スコトキニ、議會ガ非常ニ反對セラレタト云フコトヲ回想セラレタナラバ、餘
儀ナリカラト云ツテ、三百六十萬圓ノ金ヲ議論ヲ費ヤサズ出スコト云フノハ、國
民ノ意思ニ向ツテ、不忠實ナル譯デ、誠ニ議會ノタメニ嘆息ヲ漏ラサナケレバ
ナラヌト思フ、政府モ亦後トヲ繼足サヌケレバ、前ノガ無駄ニナルト云フ形勢
ヲ示シテ、他ノ必要ノ費用アルニ拘ラズ、行掛リ上續々支出セシムルカラハ、
此後又更ニ幾許ノ費用ガイルト云フコトヲ政府ガ言フマイモノデモナイト思
フノデ、甚ダ政府ノ意思ヲ疑フノデアアル、ソレデドウシテモ全體普通ノ感覺ヲ
持ツテ居ル、所謂常識ヲ持ツテ居ル人ハ、斯ノ如キ計畫ヲ爲スニハ、先ツ第一ニ
原料ニ注意シナケレバナラヌ、原料ト「コークス」ヲ後トニシテ、器械ヲ据附
ケテ、ソレカラ又運搬ノ便ノタメニ港ヲ云々、原料ノタメニ炭山ヲ云々ト云フ
コトデハ、斯ノ如キ大計畫ヲ爲スニ當ツテ、前後ノ順序ヲ轉倒シテ居ルト思フ、
唯今此豫算ノ上ヲ見マスルト云フト、使ヒマス所ノ金ガ、三百五十一萬圓デ、
使ハヌ金ガ千六十九萬、斯ノ如ク後トニ澤山殘ツテ居ルカラ、此議會ニ之ヲ
議決セヌデモ、政府ガスツカリ見込ヲ立ツテヤルマデ議會ハ靜ニ待ツテモ、是
ハ議會ガ政府ニ背クニアラズシテ、政府ガ議會ニ背キ、國民ニ不忠實ヲ示
ス舉動トシカ云ハレヌ故ニ、私ハ此議會デハ、斯様ナ不束ナル案ハ、議サヌト
云フ意味ヲ以テ反對ヲ致シマス

○鈴木重遠君(二百五十九番) 兩院協議會ヲ開キタイニ附イテ退席致シタイ
ト思ヒマスガ、宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 鈴木重遠君カラ是ヨリ兩院協議會ヲ開クタメニ退席ヲ
シテ宜シイカト云フ請求ガゴザイマスガ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ許スコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此第一ノ豫算ニ附キマシテ、唯今島田君ヨリ反對
ガゴザイマシタガ、成程島田君ノ言ル、通り、前回モ今回モ多額ノ要求ノ
アルハ、本員杯モ同感デアリマスガ、併ナガラ製鐵所ヲ一旦設ケ
テ、我國ノ武器ノ獨立ヲ圖ルコト云フコトニナツタ以上ハ、技術家ガ能ク調査
シタ結果、斯ウ云フコトニナルノハ、誠ニ已ムヲ得ナイコトデアアルカラ、此
場合協賛ヲ與ヘナケレバナラヌト云フ考デゴザイマス、ドウカ滿場一致デ御
協賛ニナツテ然ルベシト考ヘマス

(採決々々ト呼フ者アリ)

○田口卯吉君(百四番) 唯今島田君ノ演說ノアリマシタトキニ、當局大臣ハツコニ御出ノ以上ハ、一言御辯明ガアツテ宜カラウト思ヒマス、是ハ責任デアラウト私ハ信ジマス

(採決々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決シヤウト思ヒマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、本案ハ可決シタモノト認メマス

○恆松隆慶君(九十七番) 次ノ第二第三ハ、是ハ連帶シテ居リマスカラ、併テ議題ニ供セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ第二第三ノ日程ヲ併セテ全部議題ニ供シマス

第二 (特選第三號)明治三十二年度特別會計議入歳出豫算追加案

第三 (追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○喜多川孝經君(二十一番) 決算委員會ノ第四分科會ヲ開キタウゴザイマスカラ、退席シテ宜シウゴザイマスカ

○議長(片岡健吉君) 今喜多川孝經君カラ決算委員會ノ第四分科會ヲ開キタウト云フノデ、退席ノ請求ガアリマスカ、許可シテ宜シウゴザイマスカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 然ラバ許スコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 唯今ノ問題トナツテ居ル……

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議アリマスマイカ

第四 (第九號)明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案

(關直彦君演壇ニ登ル) 諸君、本案ハ金額ノ上ニ於テハ、甚ダ少額ノモノデ

ゴザイマスルガ、本員ハ此本案ノ金額支出ヲ否決致シタイト云フ考ヲ持ツテ居

リマス、即チ豫算委員會ノ報告ニ反對ノ意見ヲ持ツテ居ルノデアリマス、此費

額ヲ求メマシタ理由ヲ政府ニ質シマスルト云フト、過日本議會ニ於テ鐵道國

有ノ建議案ガ出タ、其建議案ニ附イテ買収ノ方法等ハ、頗ル重大ナル問題デア

ルカラ、之ヲ能ク調査スルタメニ、調査會ト云フモノヲ設ケナケレバナラヌト

云フ説明デアリマシタ、サウシテ其組織如何ト云フコトヲ質問致シマスルト云フト、其組織ハ兩院議員中カラシテ委員ヲ選ビ、之ニ加フルニ政府ノ役人、

即チ鐵道及ヒ財政ニ關係シテ居ル所ノ政府ノ役人、サウシテ其外ニ實業家、言

葉ヲ換ヘテ云ヘバ、株式ニ關係アル實業家ト云フヤウナモノヲ以テ組織シテ、

イカト云フコトハ、一ノ問題デアル、即チ此今日現在シテ有ル所ノ鐵道會議ハ如何ナル種類ノ委員ヲ以テ組織サレテ、如何ナル任務ヲ持ツテ居ルカト申シマスレバ、即チ兩院ノ議員、政府ノ當局者、及實業家ヲ以テ組織シテ居ル所ノ機關ガ備ッテ居ル、サウシテ此鐵道會議ト云フモノニ附イテハ、鐵道ニ關スル諸般ノ權限ヲ與ヘテ、決議ヲスルコトノ權限ヲ與ヘテ居ルノデゴザイマス、サウシテ見マスレバ、故ラニ今日鐵道調查會ト云フモノヲ別ニ鐵道會議ノ外ニ置イテ、費用ヲ掛ケテ調査センナラヌト云フ必要ハ、毫モ見出スコトガ出來ヌノデゴザイマス、ウレデデアリマスカラ果シテ此鐵道ヲ國有ニスル方法ヲ調査スルコトガ必要デアラナラバ、政府ノ當局者ハ宜シク實地ニ就イテ攷究ヲシタ上デ、完全ナル案ヲ鐵道會議ニ出シテ、鐵道會議ノ諸君ハ又之ニ向ツテ慎重ナル討議ヲ盡シテ、サウシテ之ヲ政府ニ報告シ、追ツテ議會ニ報告スルコト云フコトガアツテ、然ルベキコトデアラウト思ヒマス、今日殊更ニ斯ル特別ノ機關ヲ備ヘル必要ト云フモノハ、全クナイ以上ハデス、縱令金額小ナリト雖モ、之ニ向ツテ本問題ノ豫算金額ヲ支出スルト云フコトハ、甚ダ無駄ナコトデアルト考ヘマスカラ、私ハ簡短ニ一言反對ノ意見ヲ述べテ置キマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決ヲ致シマス、豫算委員會ノ修正說ニ附イテ採決ヲ致シマス、豫算委員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアレバ氏名點呼ヲ致シマスガ、定規ノ贊成ガナイト思ヒマス——定規ノ贊成ガナイト認メマス

○杉田定一君(二百九十九番) 是ヨリ國有林野法外三件ノ委員會ヲ開キマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 杉田定一君カラ國有林野法外三件ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマス、許可シテ御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○關直彦君(五十五番) 先刻商法修正ノ委員長カラ、商法ヲ此際審查シタイト云フ請求ガ出テ居リマシタガ、許可ヲ得テ是ヨリ調査ニ取掛リタイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 關直彦君カラ商法修正ノ委員會ヲ是ヨリ開キタイト云フコトデアリマスガ、御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、許可スルコトニ致シマス

○星松三郎君(二百四十二番) 關稅法案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 星松三郎君カラ關稅法案ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求ガアリマスガ、御異議アリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可致シマス

○渡邊猶人君(百三十七番) 唯今カラ著作權法案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス、御許可ヲ願ヒタイ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

第五 香川縣下郡廢置法律案(政府提出) 第一讀會ノ續委員長報告

〔鹽田忠左衛門君演壇二登ル〕

○鹽田忠左衛門君(二番) 香川縣下郡廢置法律案ノ委員會ノ結果及報告ヲ致シマス、此案ハ十四日ニ御託シニナリマシテ、十五日ニ委員長竝ニ理事ノ互選ヲ致シマシタ、十八日ニ委員會ヲ開キマシテゴザイマス、委員會ハ鄭重ニ審査致シマシテ、政府委員ノ説明ヲ承リマシテ、能ク調ベマシテ、是ハ原案ノ通ニ決シマシテゴザイマス、元ト此案ハ昨十二議會ニ提出ニナリマシテ、其節委員會モ決議致シマシテ、貴族院マデ回リマシタサウニゴザイマス、サウ致シマシテ郡ノ訂正ニ附キマシテ、貴族院カラ當院ニ送リニナリマシタシマシタ所議會ハ解散ニナツテ、其儘ニナツテ居リマシタモノデゴザイマス、此度改テ提出ニナツテ、此委員會ヲ開キマシテ、原案ノ通決シマシタ、此段報告致シマス

○西村淳藏君(六十二番) 質問カゴザイマス、全體本案ハ極簡單ナモノデゴザイマシテ、格別議論ノナイコト、思ヒマシタガ、近頃ハ目ヲ張ッテ理窟ヲ申シ來ルモアレバ、泣イテ情ヲ訴ヘル者モアツテ、吾々ハ殆ド贊否ニ迷フト云フ有様デゴザイマス、政府ハ何故ニスノ如キ事情ノアルニモ拘ラズ、之ヲ斷行シナケレバナラヌト云フ必要ヲ認メタカ、又委員會ハ何故ニスノ如キ案ヲ以テ直チニ決シナケレバナラヌモノト御認ニナツタカ、其理由ヲ承リタイ

○鹽田忠左衛門君(二番) 委員ヘノ御尋デスカ、政府委員ヘノ御尋デスカ

○西村淳藏君(六十二番) アナタガ政府ニ御同意ナサツタナラバ、アナタカラデ宜シイ、御答ガ出來ナケレバ政府委員デ宜シイ(「政府委員々々々々」ト呼フ者アリ) 然ラバ政府委員ト改メマス

〔政府委員内務省地方局長深野一三君演壇ニ登ル〕

○政府委員(深野三君) 御答ヲ致シマス、是ハ變度モ此衆議院ヲ通過シテ居ル案デゴザイマシデ、其邊ノコトハ定メシモウ御承知ノコトデアラウト思フ。ウテ居ッタノデゴザイマスガ、全體此郡ノ廢置分合ヲ致シマスニハ、何ヲ第ニ目的一ニ目的トスルカト云フト、其沿革歴史デアル、其沿革歴史、ツレカラ其民心、ツレカラ地形トカ云フモノヲ以テ始テ斷定ヲスルノデアアル、所ガ此大内塞川ト云フ二郡ハ、二百年前カラ一テ始テ斷定ヲスルデアアル、其沿革ト云フモノガ、革ガアルノデアアル、是ハ舊高松藩ノ一キニ左様デアアル、其沿革ト云フモノガ、一ツ動カサレナイ沿革ガアル、ツレカラ三木郡ト山田郡、三木郡ト山田郡ハ地形ヲ御覽ニナルト分リマスガ、餘程地形ガ一郡トシテ適當ナ二郡デアアルノデアアル、ツレカラ民心ハドウカト申シマス、是ガ大イニ相寄ッテ居ルノデゴザイマス、互ニ相希望シテ居ルト云フ今日ノ有様デアアル、ツレデ此三ツヲ以テ斷定ヲシタノデアアルデス、是ハ至極適當ナ廢置ノ仕方ト、政府ハ認メテ居ルノデス、ドウカ左様御承知ヲ……

○議長(片岡健吉君) 本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤト云フコトニ附イテ採決ヲ致シマス

「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス。

○松隆慶君(九十七番) 是二六何カ反對ノ申込テモアリマスカ

○諱長(片岡儼吉君) 万明マセア——怱松隆慶君
○西公隆慶君(九十七番) ドウモ反對ガナケミ、仕方ガナロトテ、直ニ

○忙松陽慶君(九十一卷)

議長(岸岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ附イテ、御異議アリマスマ

イカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直ニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

香川縣下郡廢置法律案（政府提出）

〔原案ニ異議ナシト呼フ者アリ〕

議長(片岡健吉君) 本案二位イテ御異議アリマスヤカ

〔義長（平岡建吉君）卸異議ガナケレバ、原案ノ通り決／マヌル〕

〔直千二〕
〔直千三〕
〔直千四〕
〔直千五〕
〔直千六〕
〔直千七〕
〔直千八〕
〔直千九〕
〔直千十〕
〔直千十一〕
〔直千十二〕
〔直千十三〕
〔直千十四〕
〔直千十五〕
〔直千十六〕
〔直千十七〕
〔直千十八〕
〔直千十九〕
〔直千二十〕

○議長(片岡健吉君)直チ二三議會ヲ開クト云フコトニ附イテ、御異議ハア

リ
マ
ス
マ
イ
カ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君)　ワレデハ直チニ議會ヲ開クコトニ致シマス

香川縣下郡廢置法律案(政府提出)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通確定致シマス——議事日

程ノ第六 府縣改正法律案第一 議會ノ續 委員長ノ報告 多田作兵衛君

第六 府縣制改正法律案（政府提出）

〔多田作兵衛君演壇ニ登ル〕

○多田作兵衛君(七十一番) 議長

致シマス、委員會ノ經過結果ヲ御報道申上ゲマス、委員會ハ一昨日昨日兩日開

キマシテ、昨日ハ夜ニ至ルマデ委員諸君ノ御勉強ガアリマシテ、結了ヲ致シマ

シタ、修正ノ箇條ハ街同シ、テ置キマシタル通ノコトデコザイマス、然ルニ

昨日ノ夜ニ入リテ報告ヲ致シマス、郡制ノ方デセ行目ノ一報告書ニ説カ出来テ居リマスカ

下三「氏名ヲ書スルコト能ハサル」ノ下「者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス」ノ十二字

ヲ削リ、是ダケノ文字ヲ又削リマスノデス、サウシテ改メマスノニ「自ラ」ノ下

二十九字ヲ削リ「文字ヲ書スルコト能ハス」斯ウ云フコトニ改メマス（「モウ」

遍「ト呼フ者アリ」自ラノ下二十九字ヲ削リ「文字ヲ書スルコト能ハサル」是

字ハ又ハマス、カノカラ第十七、糸ノ二、頭目デゴザイマス、五六、ト立マタ六、所

「選舉人名簿ニ記載ナ
キ者ノ投票ト致シテゴ
ザイマスノヲ肖シテ」

キ者ノ投票及選舉權ナキ者ノ投票但シ第十一條第九項但書ノ者ハ此限ニ非ラ

ス「モウ一遍願ヒマス」ト呼フ者アリ六ノ「選舉權ナキ者ノ投票」ト云フヲ

○多田作兵衛君(七十一番) 郡制ノ第五條ヲ修正致シマシタ「郡會議員ノ員數ハ十五人以上三十人以下トス」ト云フガ、原案デゴザイマスガ、段々取調ヲ致シテ見マスルト、三十一町村以上アリマス所ノ郡ガ、各縣ニ於キマシテ百三十六ゴザイマス、此郡會議員ハ、先ヅ各町村ヨリ一人宛ハ、出シタイト云フハ精神デゴザイマス、原案モ其精神ト存シマシテ、然ルニ三十一町村以上ノ所デハ、原案ノ如クデゴザイマスレバ、ドツ致シテモ組合ヲ作ツテ、二箇村ヨリ一人トカ三箇村ヨリ一人トカ云フ、ト爲サネモナラヌデゴザイマス、ソレ故ニ一項ヲ設ケマシテ「郡ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ員數ヲ四十一人迄増加スルコトヲ得」斯ウ云フコトニ致シマシタノデ、内務大臣ノ許可ヲ受ケマスレバ、四十人マデ三十人以上二十人ダケハ増員スルコトガ出来マスカラ、斯ノ如ク致シテ置キマシタラバ、三十一町村以上ノ郡ニ於キマシテ、郡會議員ノ選舉區ヲ造リマスニ餘程都合ガ好ク出来ルデアラウト云フコトカラ、修正ヲ致シマシテ、無記名ヲ記名ト云フヤ修正ハ、何レモ府縣制ト同様ナ修正デゴザイマシテ、無記名ヲ記名ト云フヤウナ所デゴザイマス、ソレカラ歳費ノ所、或ハ改正案ノ半數改選等ノコトデゴザイマス、是ハ略シテ置キマス、質問ガゴザイマスレバ、御答ヲ致シマス

○高津雅雄君(百五十三番) チョット委員長ニ御尋ヲ致シマスガ、此特別委員會ノ速記録ガ配付ニナツテ居リマスレバ、ソレヲ見テ別段ノ質問ヲセヌ積デゴザイマシタガ、未ダ配付ニナリマセヌデ、或ハ特別委員會デ質問ニナツテ居ルカモ知レマセヌガ、チョット伺ヒマスガ、此第六條ノ六項ノ一ニ「其府縣ノ官吏及有給官吏」ト、斯ウアル、此府縣ノ官吏及有給官吏ト云フ中ニハ、郡書記郡長ハ含蓄シテ居ルノデアリマスガ、含シテ居ラヌノデゴザイマスガ、ドチラニナツテ居リマスガ

○多田作兵衛君(七十一番) ソレ等ノコトハ政府委員カラ答辯スル方ガ宜カラウト思フ、私ハ私デ解釋ガアリマスガ、委員會デハ攻究致シテ居ラヌノデス

○高津雅雄君(百五十三番) ソレデハ政府委員ニ質問ヲ致シマス

○多田作兵衛君(七十一番) 尙ホ一言申シテ置キマスガ、會期モ切迫致シテ居リマシテ、此法案ヲ是非共早ク可決致シタイト云フコトハ、御同感ト思ヒマスカラ、ドウカ今日直チニ二讀會ヲ開カンコトヲ希望致シマス、且又政府委員ニ向ツテ一言申シテ置キマスガ、本案ガ本日決議スルト云フコトナリマシタラバ、速ニ貴族院ニ向ツテ現行法ノ不完全デアルト云フコトハ、政府モ御同感デゴザイマスカラ、本年ノ議會ニ於キマシテハ、是非共本案ガ通過スルヤウニ飽マデ盡力セラレントヲ希望致シテ置キマス

○高津雅雄君(百五十三番) 私ハ委員長ノ報告ノ通、成ルベク賛成ハシタイノデスガ、チョット分リ惡イ所ダケヲ政府委員ニ御尋ヲ致シマス、唯今質問シマシタ第六條ノ第八項ノ一「其府縣ノ官吏及有給官吏」ト云フコトニ郡長郡書記ガ含蓄シテ居ルノデアリカ否ヲ云フコトヲ伺ヒタイ

(政府委員内務省參事官一木喜德郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜德郎君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマスルガ、御尋ノ郡長郡書記ハ「一方ニ包含シマセヌガ、二ノ府縣ノ官吏トアリマスル其中ニ這入リマスル考デゴザイマス

○高津雅雄君(百五十三番) 尙ホ續イテ質問致シマスガ、八項ノ選舉事務ニ關係アル官吏員ハ其關係區域内ニ於テ被選舉ヲ有セズトアル、此關係アル官吏吏員ト云フノハ、市町村長ハ此投票ノ管理者デアアルガ故ニ此關係者ト云フコトニナツテ居ルカ

○政府委員(一木喜德郎君) 府縣制ニ附イテノ御尋デアリマスガ

○高津雅雄君(百五十三番) 左様デス

○政府委員(一木喜德郎君) 町村吏員及市町村長ハ、矢張選舉事務ニ關係アル吏員デ通常アリマスル、併ナガラ町村ガ數箇町村合併シタヤウナ場合ニハ其選舉ヲ管理スル町村長ヲ定メラレムデアリマス、ソレデ選舉事務ニ關係アル吏員ト申シマスルノハ詰リ、選舉ヲ管理スル所ノ市町村長其他投票ノコトヲ掌リマスルヤウナ吏員ヲ申シマス

○高津雅雄君(百五十三番) 然ラバ各市町村長ハ、投票ノ管理者トナツテ居ルガ故ニ、其市町村長ハ被選舉權ガナイ者トナツテ居ルノデゴザイマスガ

○政府委員(一木喜德郎君) 御見解ノ通デアリマス

○高津雅雄君(百五十三番) ソレカラマダ澤山ゴザイマスガ、二讀會ノトキニ意見トシテ出シマスカラ、今ハ止ママス

○堀家虎造君(百五十七番) 此府縣制ノ改正案、唯今委員長カラ御報告ニナリマシタガ、其御修正ノ一番重ナル所ハ五條デアラウト思フ、其五條ニ人口七十萬トアルノヲ五十萬ニ修正シタ結果、現行ノト違ヒハナイヤウニ委員長カラ御報告デアリマシタガ、今調ベテ見マシタ所デ、七十萬ト云フノヲ五十萬ト云フコトニ減シマシタ結果、各府縣ノ比例杯ヲ見マスルト、東京市アタリハ政府案ハ五十人トアルノガ、此改正案ニ依ルト七十二名トナル、又新潟縣ノ如キハ、四十六人デアアルノガ、此改正案ニ依ルト七十八名トナル、是ハ實際此地方杯デハ、總テ府縣會ノ議事堂ナリノ建築モ大抵議員ノ定數ヲ見計ツテ、建築杯ヲシテアリマスシ、又隨分其議員ノ人數ニ依リマシタハ、自是然ハ財政ノ上ニモ關係ヲ有ツノデハゴザイマスガ、是等ノ修正ニ附キマシテ、政府ノ御見込ハ如何デアアルカ、ソレヲチョット御伺申シタイ、ソレト此第四十二條ニ「本法施行後明治二十三年法律第三十六號府縣制ヲ執行シタル府縣ニ於テ府縣會議員ノ改選ヲ要スルトモ其改選ヲ行ハス議員ハ本法施行ノ日マテ在任」ト云フコトノ特例ガ置イテゴザイマスガ、此分ハ宜シウゴザイマスガ、本年四月ニ施行スル縣ガ何縣位アルカ、ソレヲ承リタイ、本年四月ニ施行シタモノハ、又七月ニ改正スルト云フコトニナルト、二度議員ヲ選舉スルヤウナコトニナルガ、ソレハ別ニ取除法ハナイノデアアルカ、是ニ附イテノ政府ノ意向ヲチョット承リタイ

(政府委員内務省參事官一木喜德郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜德郎君) 唯今ノ御質問ニ御答致シマスルガ、第一點ノ議員ノ數デアリマスルガ、是ハ委員會デ修正ニナリマシタ案ニ依ツテ調ベテ見マスルト云フト、最も多イ所ノ東京ガ七十二人位ニナツテ居リマスル、其他六十人ハ六十二三人ト云フヤウナノガ最も多イノデアリマス、政府ニ於キマシテハ、元ト是マデ多クシタクモ宜カラウト云フ見込デ、原案ヲ組ミマシタノデアリマスルケレドモ、併シ委員會ガ修正通ニナリマシタモ、實際ノ上ニ差支ナイ積デアリマス、ソレカラモウ一ツノ現在議員ニナツテ居ル者ガ、此法案ノ施行前ニ任期ガ切レテ、更ニ改選ヲ行フニ差支ガアルカ、如何デアアルカト云フ御尋デアルト思ヒマス

○堀家虎造君(百五十七番) 其コトヲ問ウタノデハナイ、本年四月一日カラ此府縣制ヲ施行スル處ニ於テハ、ドウ云フコトニナルカト云フ……

○政府委員(一木喜德郎君) 四月一日カラ府縣制ヲ施行スルト云フハ、是マデ府縣制ヲ施行シテ居ラヌ所ヲ御尋ニナルノデスカ

○堀家虎造君(百五十七番) サウデス

○政府委員(一木喜徳郎君) サウ云フ所ハ事實ナイト見込シテ居リマス

○山田武君(二百九十一番) 委員長ニ伺ヒマスガ、此六十八條ノ第五ノ修正ニ附イテ立法精神ヲ承ツテ置キマス、現行ノ法律ニ依リマスルト、順序次第ガ幾ラカ判然シテ居リマス、府縣參事會ト當局者ノ間ニ爭ガ起ル、然ルニ此重要ナル事項ト云フモノハ、極テ漠然タルモノデゴザイマスガ、如何ナルモノヲ重要ト見ルコト云フ立法精神デアラカ、參事會カラ重要ト見ルコト云フハ、當局者ガ見テ以テ重要ト云フモノデアラカ、參事會カラ重要ト見ルコト云フアルカ、其邊ヲ詳細ニ承ツテ置キタイと思フ

○多田作兵衛君(七十一番) 御答ヲ致シマス、現行法ハ必要トゴザイマス、之ニ附イテ政府委員ガ類リニ是マデノコトヲ申サレマスガ、必要ト云フ文字ハ金釘十本買フモ必要ト解釋ガ付クト云フヤウナ譯デ、ナカ／＼區切ガムツカシイノデアリマスカラ、必要ト云フコトヲ原案ニ削ラレタト云フ趣意デアラスルト、其意見ヲ聞イテ見レバ、随分尤ナ所モゴザイマス併ナガラ原案ノ如クナリマスルト、重大ナ事件ハ議決スルト云フコトニ相成リマス、ツレバ重大ト云フコトニ書イテゴザイマシテモ、細カク解釋スレバ、重大ト云フ事柄デモ論ノ立テヤウニ依ツテハ、僅ノコトモ重大ナコトニナルノデゴザイマス、此邊ハ法律執行ノ責ニ與カル所ノ内務大臣ガ、訓令等モ下スデアラウト思ヒマス、又德義上府縣知事ト參事會ノ間ニ申合セガ附クデアラウ、ツレバ必要ト云フ文字ヲ重要ト云フコトニ致シテ置イタナラバ、其先キハ信任問題ニ屬スルコトデ、知事ト參事會ノ間ガ滑カニ參リサヘスレバ、權限ノ爭ガナイト思ヒマス、故ニ此所ニ重要トアツテモ權限ノ爭ノ起ルトキニハ、爭ガ起リマスルシ、必要トシテ置イテモ、權限ノ爭ノ起ルトキニハ、起ルノデアリマスカラ、唯重要ト云フコトヲ此所ニ確ナコトニ致シテ置クノガ、適當ト思フノデゴザイマス

○鯨島相政君(二百二十九番) 政府委員ニ質問ヲ致シマスルガ、此府縣制ノ百三十八條ニ掲ゲテアルコトデゴザイマスガ、政府委員ハ飽クマデモ御承知デゴザイマセウガ、鹿兒島縣ノ大島郡デアアル、此大島郡ト鹿兒島ノ内地ノ經濟ト云フモノハ、最早十箇年以前ヨリ經濟ヲ異ニシテ居ツテ、一厘一毛モ内地ノ經濟ト連帶シテ居ルト云フヤウナモノハナイノデアリマス、然ルニ現行法ノ不完全ナル、マルツキリ利害休戚ノ關係ノナイ大島郡ノ議員ガ、鹿兒島縣ノ議事堂ニ集ツテ、年々歳々議シテ居ル、實ニ此點ニ附キマシテハ、不都合千萬ナ話デアツテ當テ、鹿兒島縣會ヨリ其筋ニ向ツテ經濟ヲ分離シテハ、失張此縣會ト云フモノモ、自ラ趣キヲ異ニシナケレバナラヌ、甚ダ唯今ノ儘デハ不都合デアアルカラ、大島郡ニハ特別法ヲ設ケテバナラヌ、甚ダ唯今ノ儘云フコトニシテ貴ヒタイト云フ建議ヲ公然縣會カラ出シタコトガアルノデアリマス、デ政府ハ此改正案ノ第百三十八條即チ「島嶼ニ關スル府縣ノ行政ニ附イテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得」ト云フノガアリマスルカラ、此條ニデモ依ツテ本案ガ通過シマシタナラバ、斯ノ如キ鹿兒島縣大島郡ノ如キ不都合ナモノニ對シテハ、何カ特例デモ設ケラル、ト云フ御積リデアアルカ、或ハ斯ノ如キ奇妙ナ風ノモノヲ矢張繼續シテヤラル、ト云フデアアルカ、其邊ヲ確メテ置キタイ

○星亨君(二百二十四番) チョット許可ヲ得タイコトガアリマス、選舉法ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、議場ノ許可ヲ得タイ

○議長(片岡健吉君) 星亨君カラ衆議院議員選舉法改正法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトデゴザイマスカラ、許可シテ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス

○三田村甚三郎君(五十二番) 議長……

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○三田村甚三郎君(五十二番) 質問ガアリマス

○議長(片岡健吉君) 政府委員ガ答ヘルト云フコトデアリマスカラ、チョット待ツテ下サイ——一木政府委員

(政府委員内務省參事官一木喜徳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜徳郎君) 此府縣制ニ於キマシテ、島嶼ニ對シテ特例ヲ設クルヲ得ト云フコトノ規定ヲ設ケタト云フノハ、丁度只今ノ御話ノ如キ場合ヲ豫想シテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ鹿兒島縣ニ果シテ之ヲ適用スルヤ否ヤト云フコトハ、別問題デアリマスルシ、是ハ此法案ニモ直接ノ關係ノナイコト、考ヘマスカラ、唯今ハ御答ヲ致シマセヌ

○三田村甚三郎君(五十二番) 此府縣制ノ第六條ニ、府縣會議員ノ被選舉權ヲ有スルモノ、資格ニ付イテ、其府縣内ニ於テ一年以來直接國稅年額十圓云云ト云フコトガアリマス、而シテ郡制ノ方ニハ、年額五圓トアル、斯様ニ府縣會議員ノ資格ニ向ツテ、十圓ト云フヤウナ飛離レタ資格ヲ附ケナケレバナラヌト云フ理窟ガ何處ニアルカ、郡制ノ方ニ於テハ、五圓デアアル、縣制ノ方ニ於テハ十圓トアルカ、云フヤウニ、累進スル必要ガ何處ニアルカ、衆議院議員ノ選舉資格ニ附キマシテ、私共ハ年限ヲ制限シテ、選舉權ニ附イテモ多少ノ制限ヲ加ヘルコトハ、已ムヲ得ヌト思ヒマスガ、此被選舉權ニ附イテハ、成ルベク手輕クシテ置イタ方ガ宜カラウト思ヒマス、現ニ衆議院議員ノ選舉法ハ、斯様ナコトハナイ、然ルニ府縣會議員ノ被選舉權ノ資格ニ附イテ、十圓ト云フ飛離レタ資格ニシタノハドウ云フ理由デアアルカ、其點ニ附イテ説明ヲ聞キタイ

○議長(片岡健吉君) 一木政府委員

(政府委員内務省參事官一木喜徳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(一木喜徳郎君) 唯今衆議院議員選舉法トノ比較ニ依リマシテ、御説ヲ御立テニナツタヤウデアリマスガ、是ハ餘程趣キ異ニシテ居ルト云フ考デ、規定ヲ異ニシタノデゴザイマス、即チ地方團體ノ議會ハ議スル所ハ、主トシテ經濟ニアルノデアリマスカラ、此方ハドウシテモ此經濟上ノ資力ノアルト云フコトヲ見テ往クコトガ、必要デアアル、衆議院議員ノ選舉トハ、餘程趣キ異ニシテ居ルト云フ考デアリマス

○鯨島相政君(二百二十九番) 甚ダ政府委員ノ答辯ハ、要領ヲ得マセヌカラ更ニ本員ハ質問ヲ致シマス、此政府ガ第百三十八條ノ島嶼ニ關スル除外例ト云フモノヲ設ケタルニ附イテハ、定テ日本國中ノ經濟ヲ分離シテ居ル所ノ島嶼ガ幾ツアルカ、又島嶼ハ澤山アツテモ、經濟ヲ異ニシテ居ル所ノモノハ、此除外例ニ依ツテ特例ヲ設クベキ所ハ、ドノ位アルト云フ御見込ゴザイマセウ、其調査ヲセズシテ、漫ニ唯此法案ガ生ル、答ハナイノデアアル、即チ鹿兒島縣ノ大島郡ニ於ケルガ如キ島嶼ハ、其他ニモ幾ラモアル、サウ云フモノニ向ツテ政府ハ此案ヲ持ヘルト云フコトカ、多分私ハ分ツテ居ルダラウト思ヒマス

カラ、ツレヲ明ニ聞キタイ
○議長(片岡健吉君) 一木政府委員
(政府委員内務省參事官)一木喜徳郎君演壇ニ登ル

○政府委員(一木喜徳郎君) 唯今御尋ノコトハ、何レ此法律ガ發布ニナリマシテカラ、篤ト詮議ヲ致ス考デアリマス、先刻御尋ノ如キ場合ハ、餘程必要ノアル場合デアラウト認メマスケレドモ、併シ唯今何處々々ニ特例ヲ設ケルト云フコトヲ申上ゲルコトハ出来マセヌ
○恒松隆慶君(九十七番) 是ハ權利問題デゴザイマスカラ、質問ハ幾ラデモ宜シウゴザイマスガ、ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
(發言ヲ求ムル者多シ)

○議長(片岡健吉君) モウ採決ヲシヤウト思ヒマス、第二讀會ヲ開クコトニ附イテ御異議ガナケレバ二讀會ヲ開クコトニ致シマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ツレデハ二讀會ヲ開クコトニ致シマス
○恒松隆慶君(九十七番) 是ハ全體吾々ガ希望シテ居ル案デゴザイマス、又委員モ餘程勉強セラレテ修正シテ居ルノデゴザイマスカラ、大體ニ於テ委員ノ修正ニ異議ガゴザイマセヌカラ、ドウカ是ハ一括シテ議題トセラレンコトヲ希望致シマス
(賛成々々ト呼フ者アリ)

○高津雅雄君(百五十三番) モウ第二讀會ヲ御開キニナルノデゴザイマス
カ、御宣告ニナリマスレバ……………
○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ガナケレバ、二讀會ヲ開キマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

府縣制改正法律案(政府提出) 第二讀會

○高津雅雄君(百五十三番) 一讀會ヲ開クコトニ賛成ガゴザイマスルガ、矢張條ヲ逐ウテ議セラレンコトヲ望ミマス、條項ニ附イテ意見ヲ持ッテ居リマスカラ……………
○議長(片岡健吉君) 意見ヲ定メマス、恒松君カラ本案全部ヲ議題ニシテ議スルト云フ動議ガ出テ賛成ガアリマスガ、ツレデハ甚ダ混雜シヤウト思ヒマス

○高津雅雄君(百五十三番) 全部トシマスルト、一條ヲ修正シヤウト思フ者モアリマスルシ、一條ヲ修正シヤウトスル者モアリテ到底纏マリマスマイ
○議長(片岡健吉君) 賛成ガアリマスレバ、採決ヲ致シマス
○加藤六藏君(四番) 一章位御ヤリニナッタラドウデス
(恒松隆慶君全部ヲ宜イデヤナイカト呼フ)
○議長(片岡健吉君) ツレデハ此府縣制ノ總則ヨリ第四條マデハ修正ガアリマセヌ、之ヲ議題ニ供シマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 原案ニ御異議ハアリマセヌカ
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス——次ハ第五條ニハ委員會ノ修正ガアリマス

○菅野善右衛門君(百七十番) 此五條ハ委員ノ修正通デ異存ハゴザイマセヌガ、六條ニ對シテ私ハ少シ修正ヲ加ヘタイト思フノデゴザイマス、六條ノ第二項ニ「府縣制ノ市町村公民ニシテ市町村會議員ノ選舉權ヲ有シ」ト云フ下デ、二十七字ヲ削リマシテ「府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス」ト云フコトニ改メタイト思フノデゴザイマス其次ノ「監督相續」ト云フ項ハ、削リタイト思フノデゴザイマス此「直接國稅納納ムル者」ト云フ所ハ削リマシテ、市町村ノ公民ハ矢張府縣會議員タルコトヲ得ルヤウニシタイト思ヒマス、政府委員ノ説キマスル所ニ據ルト、府縣會議員ハ重ニ財政ノコトバカリ議スルノダカラ、人才ヲ網羅スル必要ハナイト云ヒマスレドモ、決シテサウ云フモノデナイ、殊ニ縣會議員郡會議員ニハ、直接國稅ノ制限ヲ置キ、衆議院議員ニハ此制限ヲ置カヌト云フヤウナ隔ヲ立デル必要ヲ私ハ認メマセヌ、故ニ是ダケ修正致シマス
(採決ト呼フ者アリ)

○高津雅雄君(百五十三番) 百五十三番ハ此第六條ノ第六項即チ一號ノ「其ノ府縣ノ官吏及有給吏員」トアルノヲ「官吏及其府縣ノ有給吏員」ト、斯ウ修正ヲ致シタイ、ツレカラ其次ノ第二號「檢察警察官吏及收稅官吏」ト云フノハ、削除シテ、ツレカラ三號ハ其儘置キ四號「小學校教員」トアルノヲ「官立公立學校ノ教員」トシタイ、ツレカラ七項ノ「前項ノ外官吏ニシテ當選シ之ニ應セントスルコトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クヘシ」此官吏ニハ被選舉權ノナイ者トシタイ、ツレカラ八項ノ「選舉事務ニ關係シタル官吏吏員其關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス」トアル、此項モ削除シタル、其理由ヲ極簡短ニ申シマスルガ、六條ノ第一號ノヤウニシマスルト、縣廳ナリ郡役所ナリノ官吏ハ其郡内デハ選舉權ハアリマセヌケレドモ、他ノ郡デハ被選舉權ヲモ有スト云フコトニナル、ツレカラ市ノ方ノ小學校教員ト單ニ書イテアル、サウシマスルト例ヘバ兵庫縣デ言ウテ見マシテモ、農學校トカ、陶器學校トカ、工業學校トカ、商業學校トカ養蠶學校トカ、醫學學校トカ云フヤウナ所ノ教員ハ、之ハ被選舉權ガアルト云フコトニナル、矢張此官吏モ有給——府縣ノ有給吏員モ被選舉權ノナイモノトスルシ、ツレカテ教員ハ農學校デアラウガ、陶器學校デアラウガ、商業學校デアラウガ、醫學學校デアラウガ、總テ小學校教員ト同等ノモノニシテ、官立公立ノ學校ノ教員ハ、矢張被選舉權ノナイ者トシタイノデ、是ハ教員ハ矢張此議員ニ出ルコトハ惡リト思フ、ツレカラ「前項ノ外官吏ニシテ當選シ之ニ應セントスルコトキハ所屬長官ノ許可ヲ受クヘシ」長官ノ許可ヲ受ケタナラバ、官吏ハ府縣會議員トナルコトガ出来ルコトニナッタ居ルケレドモ是ハ矢張官吏ハ府縣會議員ニスルノハ、甚ダ不都合デアラウト考ヘマスル、甲ノ郡長ハ乙ノ郡デ競争スルコト云フヤウコトガアテハ、甚ダ面白クナイ又ツレガ當選シテ出ルコトニナリマスルト、郡長ガ縣會議員ニナッテ出ルコトニナルト、矢張又郡會議員ニ於テ面白クナカラウ、ツレカラ選舉事務ニ關係アル吏員ト云フコトニシマスルト、町村長ガ自然ニ被選舉權ガナクナルヤウニナル、ツレデ此六條ノ七項ニ依リマスレバ、官吏ハ所屬長官ノ許可ヲ得タナラバ、議員ニナルコトガ出来ルコト云フ條項ヲ置キナガラ、此名譽職ノ町村長ガ、其關係ノ町村ノ被選舉權ヲ取ラレルト云フコトハ——割ガレルト云フコトハ、實ニ是大イニ其人ニ關係ノアルコトデ、此町村長ナルモノハ、名譽職デアッテ、既ニ町村制デモ許サレテアル名譽職デアアルノデアッテ、是ハ官吏ト違フノデアル、故ニ此町村長ハ矢張被選舉權ノアルモノトシタイト思フ、ツレデ要スルニ此第

一號ヲ斯ウ變ヘタイ「官吏及府縣ノ有給吏員」ヲレカラ四號ヲ「官立公立學校ノ教員」斯ウ修正シタイノデ、サウシテ七項八項ハ削除シタイト云フノ意見デアリマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○望月長夫君(十九番) 議長……

○議長(片岡健吉君) 修正説デスカ

○望月長夫君(十九番) 新シキ修正説ヲ出シタイと思フ

○議長(片岡健吉君) 何デスカ

○望月長夫君(十九番) 今マデ出テ居ナイ修正説、コレハ第六條ノ第一項ヲ「直接國稅年額參照以上ノ納ムル者ハ府縣會議員ノ選舉權ヲ有ス」トアル、此選舉權ト云フ下ヘ「及被選舉權ヲ有ス」ト、斯ウ云フ字ヲ入レル、サウシテ第二項ハ削除スル、其結果ハ選舉權ハ年額三圓以上ノ納ムル者ハ、總テ之ヲ有スルケレドモ、被選舉人ハ十圓以上ノ納ムル者ト云フ政府案デアリマスケレドモ、選舉權モ被選舉權モ共ニ年額三圓以上ノ納ムレバ、資格ヲ有スルト、斯ウ云フコトニナルノデ、此府縣制ナリ郡制ナリ改正ヲシテ、等シク選舉權ヲ擴張スルノミナラズ、併テ被選舉權ヲ擴張スル必要ガアラウト思ヒマス、衆議院議員選舉法ニ於キマシテハ、廣ク選舉權ヲ擴張シタルノミナラズ、被選舉權者ハ全ク納稅資格ヲ全廢シタル政府案ガ出テ居ル折柄デアアル、故ニ府縣會議員ニ限ツテ、特ニ年額十圓以上ノ納稅資格ト云フヤウナコトハ、甚ダ不必要ニシテ、且ツ權衡ヲ得ザル規定デアルト信ジマスルカラ、私ハ此「二ツノモノヲ同一」ノ資格ニスルガタメニ、今申シタ通第一項ノ選舉權ノ下ニ「及被選舉權」ノ文字ヲ加ヘ、サウシテ第二項ヲ削除シタイ、此説ハ委員會ヘ持出シテ、多少ノ贊成ヲ得マシタケレドモ、不幸ニシテ過半數ヲ得マセヌデシタ、人權擴張ニ熱心ナル諸君、願ハクバ速ニ御同意アラントヲ望ミマス

○恆松隆慶君(九十七番) 此五條六條ニハ菅野君、高津君、望月君、歷々ノ御方カラ修正説ガ出マシテ、如何ニモ御尤ノヤウデゴザイマスガ、免ニ角此案ハ貴族院ヘ往ツテ、上院ヲ通過シナケレバナラヌ、サウ下院デ思ヒノコトヲ言ヒマシテモ、容易ニ通ルモノデハナイ、先ツ委員ノ修正位デ置イタ方が宜カラウト思ヒマス、ドウカ直チニ決議セラレントヲ希望シマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、菅野善右衛門君ノ修正説ニハ定規ノ贊成ガナイモノト認メマス、又高津雅雄君、望月長夫君等ノ修正モアリマシタガ、何レモ定規ノ贊成ガゴザイマセヌ、委員會ノ修正説ニ附イテ採決致シマス

○早川龍介君(二十七番) 議長

○議長(片岡健吉君) 此採決ニ附イテ異議デアリマスカ

○早川龍介君(二十七番) 私ハ……

○加藤六藏君(四番) 私共ハ憚ツテ一々起立シテ贊成ト申シマセヌガ、望月君ノ説ニハ十分贊成ガアルト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) コレデハ望月君ノ修正説ニ贊成ノ方ハ、起立シテ贊成ト仰ツシヤイ——定數ハアリマセヌ

〔分ラヌ分ラヌ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 十七名デ二十名ニ足リマセヌ

○早川龍介君(二十七番) 議長
○議長(片岡健吉君) 此採決ノ仕様ニ附イテ異議ガアレバ承リマスガ、異議ガナケレバ採決致シマス

○早川龍介君(二十七番) 是ハ併シ……〔無用々々〕ト呼フ者多ク聽取スルコト能ハス

○議長(片岡健吉君) 申シテ置キマス、大イニ是ハ後トデ紛雜ガ起ルト惡ルウゴザイマス、此三ツ云フ所ノ神官僧侶ノ下ニ「其他諸宗教師」ト云フ文字ガアルト云フト、後日障リガアリハセヌカト思ヒマスカラ、是ヲ削除シテ置キタイ、ドウゾ皆ウシ御贊成ヲ願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) コレデハ委員會ノ修正説ニ異議アリマスマイカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正説ノ通決シマス、次ハ第七條第八條、是ニハ修正説ガアリマスカラ、此二條ヲ議題ニ供シマス

〔征矢野半彌君演壇ニ登ル〕

○征矢野半彌君(百九十八番) 私ハ此第七條ノ「府縣會議員ノ任期ハ滿四年トシ」ヲ「府縣會議員ノ任期ハ滿四年トス」トシ、テ是デ打切リマシテ「毎年其ノ半數ヲ改選ス」若シ其ノ員數二分シ難キトキハ先ツ多數ノ一半ヲ解任ス」トアル此文字竝ニ次項デ「定期改選ノ爲又ハ」トアル、此八字ヲ削リタイト考ヘマス、コレカラ第八條ノ第三項ニ「又ハ其次ノ改選期」ト云フ文字ヲレカラ「但」以下ヲスツカリ削除致シタイト云フ考デゴザイマス、其議論ノ大體ハ此原案ニ依リマスルト、半數改選ノ仕組ニナツテ居リマスル、畢竟此半數改選ニ致シタルモノハ、ドウ云フ考デアアルカト云ヘバ、一時ニ改選シテ、不熟ナ者ガアツテハイケナイ、多少前以テ事ニ馴レテ居ル者ガ半分殘テ居ルガ宜イト云フコトカラ、是ガ精神デアラウト考ヘル、併ナガラ府縣會議ノ施行以後、餘程年度モ經ツテ居リマスルカラ、是等ノ懸念ト云フモノハ、無論ナイコトデアラウト考ヘル、凡ソ議會ヲ改選致シマスルニハ、悉皆改選致シテ見マスレバ、其議員ノ精神ヲ改選スルコトガ出來ルデゴザイマスルケレドモ、半數ダケノ改選デアリマスルト、ドウモツレ等ノ處ノ都合ガ能ク分ラヌデゴザイマス、又選舉ニ致シマシテモ、郡會ノ選舉ガアル、衆議院ノ選舉ガアル、府縣會ノ選舉ガアル、町村會ノ選舉ガアル、誠ニ選舉ノ度毎ニ餘程町村ニハ紛雜ガ起リマスカラ、願ハクバ出來得ベクンバ其度數ヲ少ナウ致シタイト考ヘマス、之ヲ半數毎ニ改選致シマスレバ、二年毎ニ改選致サナケレバナラヌケレドモ、四年毎ニ改選致シマスレバ、ツレ等ノコトハ餘程紛雜ヲ避ケルコトガ出來ルデアラウト考ヘマス、又議員ニ於キマシテモ、二年毎ニ改選ヲ致シマスルト云フト、其悉皆ノ議員ガ僅カニ二年間シカ議場ニ於テ一緒ニ仕事ヲスルコトガ出來マセヌカラ、其間ニ議員中デ熟識ヲシテ仕事ヲスルト云フコトハ、餘程ムヅカシウゴザイマス、四年ト致シマスレバ、ツレ等ノコトモ餘程都合好クナルダラウト考ヘマス、故ニ私ハ之ヲ總改選ニ致シタイト云フ考デゴザイマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 征矢野君ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、今期讀ヲサセテ其後トテ採決致シマス

〔廣瀬書記官朗讀〕

第七條第二項中「府縣會議員ノ任期ハ四年トシ」ヲ「府縣會議員ノ任期ハ四年トス」ト改メ以下削除ス

同第三項中「定期改選ノ爲又ハ」ノ八字ヲ削ル

第八條第三項中「改選期ノ下」又ハ其ノ次ノ「改選期」ノ九字及但書ヲ削ル

〇議長(片岡健吉君) 征矢野半彌君ノ修正說ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數
〇議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、征矢野君ノ修正說ニ決シマス、次ハ第九條ヨリ第十四條マデヲ議題ニ供シマス——原案ニ附イテ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、原案ノ通決シマス、次ハ第十五條、是ハ委員會デ數字ノ修正ガアリマスガ、委員會ノ修正通決異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、第十六條第十七條、是ハ委員會ノ修正モアリマセヌカラ、原案ニ御異議アリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、原案通決シマス、次ハ第十八條ヲ議題ニ供シマス、是ニハ委員會ノ修正ガアリマス、委員會ノ修正通決異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

〇恆松隆慶君(九十七番) ドウカ後ハ全部末項マデドウカ併テ議題ニ……

〇議長(片岡健吉君) 十九條ヨリ二十六條マデ、是ハ修正ガアリマセヌカラ原案ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、次ハ二十七條ヲ議題ニ供シマス、委員會ノ修正通決異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス

〇恆松隆慶君(九十七番) 全部ヤッテ貰ヒタイ、委員會ノ修正ハ委員ノ修正通、後トハ原案ニ皆賛成シマス

〇議長(片岡健吉君) 二十八條カラ四十六條マデ原案ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、此通決シマス、四十七條ニハ征矢野半彌君ノ修正說ガアリマス

〇征矢野半彌君(百九十三番) 唯今ノ結果ト致シマシテ、四十七條ノ末項ノ「但シ議員ノ職ヲ失ハサル場合ニ限リ後任者就任ノ日マデ在任ス」是ガ不用ノ文字ト思ヒマスカラ、削除致シタイ考デ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 征矢野君ノ修正說ニ御異議ガナケレバ、征矢野君ノ修正說ニ決シマス、第四十八條ヨリ六十七條マデ、原案ニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、六十八條ハ委員ノ修正ガアリマスガ、委員會ノ修正通決異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、六十九條ヨリ九十三條マデ、是ハ原案通決御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、九十四條ハ委員會ノ修正ガアリマス、委員會ノ修正通決異議ガアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、九十五條ハ原案ニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、九十六條ハ委員會ノ修正通決異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、九十七條ニハ委員會ノ修正ガアリマスガ、委員會ノ修正通決御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス、後トハ全部ヲ議題ニ供シマス

〔大賛成又ハ〕異議ナシト呼フ者アリ

〇議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ノアル分ハ、委員會ノ修正通、他ハ原案ノ通デ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

〇恆松隆慶君(九十七番) 是デ漸ク二讀會ガ済ミマシタガ、直チニ三讀會ヲ開クコトニ……

〇議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ附イテ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〇議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス

府縣制改正法律案

第三讀會

〇多田作兵衛君(七十一番) 過ハアルマイト思ヒマスケレドモ、色々修正ノ結果デ、文字ヲ改メ換ヘネバナラヌヤウナコトガアルカモ分ラヌノデスガ、ツレ等ノコトハ議長ニ御委任ヲ致シタイ

〇議長(片岡健吉君) 多田君ノ動議ノ通、文字ノ修正等ハ議長ニ御委任ヲ下サレテ、御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、本案ニ附イテ御異議

ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 其通決シマス

○山本幸彦君(百八十九番) 唯今ヨリ請願委員會ヲ開キタウゴザイマスカ
ラ、委員ハ殘ラズ退席ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 今請願委員長カラ、請願委員會ヲ開キタイト云フコト
デアリマスガ、御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可スルコトニ致シマス、次ハ議
事日程ノ第七、郡制改正法律案第一讀會ノ續

第七 郡制改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○恆松隆慶君(九十九番) 是ハドウデゴザイマス、全部一節トシテ、征矢野
君ノ修正ハ、直チニ賛成スル、其他ハ原案

○議長(片岡健吉君) 是ハ御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマ
ス、直チニ第二讀會ヲ開イテ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開キマス——全部ヲ議題ニ供シマス

郡制改正法律案(政府提出)

第二讀會

〔異議ナシ〕又ハ〔全部同意〕ト呼フ者アリ

○征矢野半彌君(百九十二番) 是モ矢張唯今ノ府縣制ニ同一ノ理由デゴザイ
マシテ、第七條第二項ニ於キマシテ、唯今府縣制ノ通ノ文字ガ書イデアリマ
スカラ、之ヲ削除シテ其通リノコトニ致シタイ、ツレカラ第八條モ同一デア
リマス、ツレカラ三十五條ノ「議長副議長ハ議員ノ定期改選毎ニ之ヲ改選ス
ヘシ」ツレマデハ元ノ通「但シ議員ノ職ヲ失ハサル場合ニ限リ在任ス」之ヲ
但シ書以下ヲ削リマス

○議長(片岡健吉君) 制規ノ賛成ガアリマスカ
〔賛成々々〕ト呼フ者多シ

○議長(片岡健吉君) 是ハ斯ウ致シテ御異議ハゴザリマスマイカ、征矢野半
彌君ノ修正ノアル分ハ其修正通、委員會ノ修正ノアル分ハ、委員會ノ修正通、
其他ハ原案ノ通、是デ御異議ガナケレバ其通決シマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ其通決シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是デ第二讀會モ速ニ濟ンダカラ、直チニ第三讀會ヲ開
クコトニ……

○議長(片岡健吉君) 直チニ第三讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス

○議長(片岡健吉君) 原案通デ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 確定ト認メマス

○多田作兵衛君(七十一番) 府縣制ノ通、文字ノ修正ヲ議長ニ御一任致シタ
イ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、多田作兵衛君ノ動議ニ決シマス、
議事日程ノ第八ハ委員長カラ今日ノ議事日程ヲ延ベテ異レト云フ御通知ガア
リマシタ、御異議ガナケレバ、其通致シマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第九種牡馬検査法中改正法律案第一讀
會ノ續、委員長ノ報告

第九 種牡馬検査法中改正法律案(奈須川光實君外八名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○大津淳一郎君(百九十番) 種牡馬検査法中改正法律案ノ委員會ノ經過及結
果ヲ御報告致シマス、十八日ニ委員會ニ付託ニナリマシテ、十九日ニ委員長理
事ヲ選舉致シマシテ、二十日ニ委員會ヲ開キマシテ、諸君ニ御配付シタ通
修正ヲシテ、決定ヲ致シ居リマス、此決定ニハ政府モ同意ヲ致シマシタ、デ
委員ニ付託ノ案ト、委員ノ修正ト、大分違ッテ居リマス、併ナガラ趣意ハ
大變違ハナイ、本案ハ毎年種牡馬ニ一箇年宛ノ鑑札ヲ渡シテ、後トノ検査ヲス
ルマデノ間ニ種牡馬ノ鑑札ナシニ效力ヲ失スルモノガアッテハ、實際事實ニ
於テ東北ノアタリハ、困ルト云フノデ、毎年検査ヲスルモノデアリカラ、一
箇年ヅ、ノ效力ト云フ年限ヲ削リタイト云フノ趣意デゴザイマシタ、然ルニ
之ハ第三條ノ末ニ但書ヲ加ヘテ「地方ノ状況ニ依リ此ノ年限ニ依ラサルコト
ヲ得」ト云フコトニ致シマス、鑑札ノ效力ヲ二年若クハ三年トスルコト
ガ出來ルト云フノデ、斯ウ云フ風ニ變ヘマシタノデ、趣意ハ誠ニ同ジナリ
マス、ツレカラ是マデノ其種牡馬検査法ト云フモノニ細則ガアッテ、ツレニ
毎年検査ヲスルト云フコトニナッテ居リマスガ、細則デ毎年検査スルト云フ
コトニナッテ居ッテハ、不完全ダ、法律ノ上ニ一箇年ノ鑑札ヲ渡スト云フ
カラニハ、毎年検査スルト云フコトヲ法律ノ上ニ規定シテ置カナケレバ惡ル
イノデ、第一條ニ委員會デ「毎年」ト云フ字ヲ入レマシタ、此第一條ノ中ハ
「此法律ニ依リ」ノ下ヘ「毎年」ト云フ二字ヲ加ヘマシタ、ツレデ毎年検査スル
ト云フコトヲ、ハッキリ現シタノデアリマス、後トハ議場ニ提出ニナリマシ
タ通、第九條ハ此儘存在シタ譯デ、誠ニ斯ノ如ク單簡デ、委員會ハ大變修正
シタヤウデアリマスガ、趣意ハ一向變ラナイ、ツレデ政府モ全然之ニ同意シ
タノデアリマス

○有村連君(二百八十八番) 私ハ政府委員ニ質問ガアリマス、唯今委員長ノ
報告ニ依リマスレバ、吾々ガ提出シタ所ノ此第二條ノ一項ヲ削ッテ第三條ニ
但書ヲ加ヘテ、其年限ヲ延バスコトニ差支ナイト云フヤウナ趣意デアリマシ
タ、此二條ニ一項ヲ加フルト云フコトハ、此種牡馬ノ供用區域ヲ確定サセナ

イト云フコトニ制裁ヲ附ケルト云フ趣意ヲ入レタノデアリマス、是ガ細則ヲ以テ地方官ガ、之ヲ施行スルコトガ出來ルト致シマスレバ、敢テ此條項ヲ要スルデアリマセヌカ、政府委員ハワコトヲ確ニ御答辯ヲ願ヒタイ

(政府委員農商務省農務局長和田彦次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(和田彦次郎君) 本員ハ政府委員トシテ、唯今ノ質問ニ答辯致シマス、唯今質問ノゴザイマシタ種牡馬供用區域ノコトニ附キマシテハ、此施行細則ノ第三條ニモゴザイマシテ「必要ト認ムル事項アルトキハ地方官ハ農商務大臣ノ認可ヲ經テ適宜之ヲ施行スルコトヲ得」ト云フ條項ガゴザイマス、之ニ依リマシテ、施行區域ハ地方ノ狀況ニ從ウテ定ムルコトヲ得ル見込デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ニ移ラレンコトヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 直チニ本案ノ二讀會ニ移リタイト云フ動議ガアリマシガ、是ニ御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會省略デ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會省略ニ致シマス

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(九十七番) 委員長ノ報告通り確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通り、御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通り決定シマス——議事日程第十、水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營並ニ水産實習所ノ新設ニ關スル建議案、委員長報告

種牡馬検査法中改正法律案

第十

水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營並ニ水産實習所ノ新設ニ關スル建議案(恆松隆慶君外七名提出) (委員長報告)

(恆松隆慶君演壇ニ登ル)

○恆松隆慶君(九十七番) 唯今議事日程ニ上ボツテ居リマス水産調査及漁業練習ニ要スル船舶新營、述べマスル長クゴザイマス、サウ云フ問題ノ建議案デゴザイマス、是ハ昨日委員會ヲ開キマシテ、委員會ニ於キマシテハ、如何ニモ我國ノ漁業ヲ振興シ國運ヲ増進スルハ、最モ急ナコトデアアル、ソレニハドウシテモ此建議案ノ通ニ致サナケレバナラヌト云フコトデアリマシタ、ソコデ是ハ船舶ヲ新營シテ、漁場ノ探検ヲ致シテ、而シテ此漁業ノ發達ヲ圖リ、又中央ニ於キマシテハ、水産講習所ガゴザイマス、是ハ實地ノコトニ實用レテ居リマセヌ、是等適當ノ地ヲ以テ技術上ノコトヲ振ハシテ、而シテ此業ノ大ニ發達ヲ圖ラウト云フノガ、諸君案デゴザイマス、追々此水産ヲ以

テ發達致シマスレバ、陸軍デアラウトモ、肉食ヲ止メテ、追々魚肉ヲ濟マセル位ニナツタラ宜カラウト云フ位デアリマス、此事柄ハ最モ宜シイカラシテ、一字一句モ手ヲ入レルコトガナイ、速ニ是ハ政府ニ於テ此建議ヲ容レ、之ニ對シテ其覺悟ヲナサルガ宜シイト云フコトデ、出席ノ委員ハ一同協賛ヲ與ヘルコトニナリマシタ、而シテ農商務省ノ水産局長ノ出席ヲ求メマシテ、其當局者ハ如何ナル考デアルカト尋ネマシタ所ガ、此事柄ハ最モ希望シテ居ル、既ニ貴族院之ニ類シタ建議案デアツタケレドモ、後トカラ出タガ即決ニナタ位デアアル、是ガ出タ以上ハマダ豫算ノコトニ附イテ、大藏省ガドウ云フカ知ラヌガ、免ニ角事柄ハ大變結構デ、斯ウナツテ來ネバ、我國ノ水産ガ發達スル譯ニハ往カナイト云フコトデ、少モ異議ガナイノデアリマスカラ、ドウカ長ク述ベマスルト却ツテ諸君ヲ煩シマスカラ、滿場御賛成下スツテ政府ニ於テモ速ニ此建議ヲ容レ其覺悟ヲナサルコトヲ併セテ望ンデ置キマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通過シマス——議事日程第十一、系崎港ヲ以テ貿易輸出入港ト指定スヘキコトニ關スル建議案、朗讀ハ省略致シマス

第十一

系崎港ヲ以テ貿易輸出入港ト指定スヘキコトニ關スル建議案(井上角五郎君外五名提出)

系崎港ヲ以テ貿易輸出入港ト指定スヘキコトニ關スル建議案

廣島縣御調郡系崎港ハ内海ノ中央ニ位シ東ハ神戸港ヨリ西ハ馬關門司ニ至ルノ間山陰山陽四國ノ物貨ヲ海外ニ輸出シ又ハ海外ヨリ需用ノ物品ヲ輸入スルニ適當ナリ斯ノ如キ港灣ハ此ノ系崎港ヲ措テ他ニ之ヲ見ルヘカラス而シテ此ノ港ニ接近セル地方ノ物産ニハ所謂花菱アリ中國ノ一大物産タリ此ノ外麥稈眞田魚鹽紡績繭絲等ノ海外輸出ニ適當スルモノ少ナカラス輸入ニハ就中朝鮮干鰯米大豆油糟等アリ輸出ニ指定セララル以上ハ不日ニシテ必ス屈指ノ貿易場タルコトヲ得ヘシ

(申本康三君演壇ニ登ル)

○申本康三君(二百七番) 本建議案ハ廣島縣系崎港ヲ以テ特別輸出入港ニシテ實ヒタイト云フ、斯ウ云フ建議案デゴザイマス、此系崎港ハ山陽道ノ中央ニ位シテ居リマシテ、大阪ヲ距ル百五十一哩程ゴザイマス、又馬關及門司ヲ距リマスコト百五十一哩程、殆ド中央デゴザイマス、而シテ目下商船杯ハ、殆ド林立ノ姿デ、盛ナ所デゴザイマス、又此系崎港ハ西三原町ニ接シマシテ、凡ソ戸數ハ三千五百有餘ゴザイマシテ、人口ガ一万六千餘リゴザイマス、又此港ハ餘程深クゴザイマシテ、幾ラ船ヲ入レマシテモ、差支ゴザイマセヌ、斯ノ如キ港ヲ以テ貿易輸出入港ニ指定シテ見マシテモ、最近此廣島山口岡山香川愛媛ノ各縣縣ノ統計ニ據ツテ見マシテモ、一箇年平均支出高一千四百十八萬八千九百五十二圓程ゴザイマス、又輸入ノ金額ガ之ニ對シテ二千五百十九萬六千五百五十五圓程ゴザイマス、是等ノ品物ハ生絲若クハ製茶米其他數

十種デゴザイマス、斯ノ如キ港デアリマスルガ故ニ、之ヲ以テ特別貿易輸出
入港ト致シマシタラ、大ナル利益ノアルコト、信ジマスルガ故ニ、本案ヲ提
出シマシタ、願ハクハ滿場即決アラシムコトヲ願ヒマス
○恆松隆慶君(九十七番) 此案ハ——貿易ノ擴張ハ、目下ノ急務デゴザイマ
ス、此案ヲ出シテ直金ガイルト云フ譯デハナイ、斯ウ云フ港ガアルガ、之
ヲ輸出入港ニ指定シテ貨ヒタイト云フノダカラ、委員付託杯ニハ及バヌ、直
チニ即決セラレンコトヲ望ミマス

(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 本案ニ付イテ異議ハアリマスマイカ

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ニ決シマス、次ハ議事日程ノ
第十二、治水ニ關スル建議案、議案ノ朗讀ヲ省略イタシマス、佐々木正藏君

第十二 治水ニ關スル建議案(佐々木正藏君外十八名提出)

治水ニ關スル建議案

河川ヲ改修シ洪水氾濫ノ害ヲ豫防スルト同時ニ運輸交通ノ便益ヲ圖ルハ國
家ノ急務タルコト論ヲ俟タヌ是ヲ以テ衆議院ハ第二議會以來屢ニ建議ヲ爲
シ政府ハ其主旨ヲ容レ實施中ノモノアリト雖モ全國數多河川中僅々十一ヶ
川ニ過キス況ンヤ第九議會以來ハ一ノ施設スルモノナシ如斯緩慢ナル處置
ハ深ク遺憾トスル所ナリ政府ハ宜シク改修準備ヲナシ國家須要ナル河川ヲ
順次財源ノ許ス限リ工事ニ着手セムコトヲ望ム依テ茲ニ之ヲ建議ス

(佐々木ハ居ラヌ)ト呼フ者アリ

○恆松隆慶君(九十七番) 此建議案ハ、是マデノ計畫ヲドウスルト云フコト
デモナシ、理由書ニモ此通長ク書イテアッテ、説明ハモウナクテモ宜シイト
思ヒマスカラ、即決ヲ希望シマス

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシ)ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 異議ガナケレバ可決シタルモノト致シマス、チヨット
報告ガアリマス、第五回内閣勸業博覽會ヲ大阪ニ開設スルノ建議案ニ附イテ、
安藤龜太郎君ハ贊成ヲ取割サレマシタカラ、其旨ヲ申シテ置キマス——尙ホ
報告ガアリマス

(寺田書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

水難救護法案

貴族院ヨリ本院送付ニ係ル左ノ議案ヲ可決シタル旨通牒アリ

明治三十一年度歳入歳出總豫算追加案(第七號)

明治三十一年度特別會計歳入歳出總豫算追加案(特追第四號)

明治三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第五號)(第六號)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

斗南藩士家祿給與法案

提出者 鯨島相 政君 工藤行幹君 利光鶴松君

千田軍之助君 佐々友房君

巴里萬國博覽會ヘ技術者並實業家派遣建議案

提出者 雨森菊太郎君 早川龍介君 瀧口歸一君

大隈英啓君 藤金作君 恆松隆慶君

加藤六藏君

鳩山和夫君ヨリ傳染病豫防費ノ件ニ關スル質問書ヲ提出セラレタリ
國事犯罪者家祿典祿處分法案委員長ニハ關係之介君同理事ニハ大津淳一
郎君當選セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

傳染病豫防費ノ件ニ關スル質問書

明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法第二十一條ノ件
一 傳染病豫防ニ要スル諸費ノ負擔ハ傳染病豫防法第二十一條ニ明示スル
所ナリ東京市ハ釐數ノ下人口稠密交通頻繁ノ地ナルヲ以テ衛生上ノ施設
最モ完整ヲ期セサル可ラス然ルニ東京市ハ自ラ清潔方法及種痘ニ關スル
諸費ヲ負擔セス區ヲシテ之ヲ負擔セシムルカ爲メ從テ施行ノ周到ヲ缺キ
危害ノ虞尠カラズ内務大臣ハ市制第百十五條ニ從テ市行政ノ第二次監督
者タルニ東京市カ市制第百十八條ニ依リ當然負擔セサル可ラサル該費ノ
支出ヲ豫算ニ載セサルヲ漫然看過セリ内務大臣ハ何故該法ノ實行ヲ努メ
ス之ヲ等閑ニ附スルヤ其理由如何
右議院法第四十八條ニ依リ政府ニ及質問候也
明治三十二年二月二十一日

提出者 鳩山和夫

贊成者 山田喜之助

外三十一名

○議長(片岡健吉君) 明日ノ議事日程ハ、追ッテ書面ヲ以テ御通知スルコト
ニ致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時四十分散會

衆議院議事速記第三十二號正誤

頁段 行 誤 正
四四五 下 三三 林喬 林喬君